

別 紙

第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
.....
第 3 章 受取配当等	第 3 章 受取配当等
第 1 節 受取配当等の <u>益金不算入</u>	第 1 節 受取配当等の <u>金額</u>
第 2 節 <u>削 除</u>	第 2 節 <u>負債の利子の計算</u>
	第 1 款 <u>支払利子</u>
	第 2 款 <u>控除する負債の利子の計算</u>
第 3 節 外国子会社から受ける配当等の <u>益金不算入</u>	第 3 節 外国子会社から受ける配当等
.....
第 9 章 その他の損金	第 9 章 その他の損金
第 1 節 資産の評価損	第 1 節 資産の評価損
第 1 款 通則	第 1 款 通則
第 2 款 棚卸資産の評価損	第 2 款 棚卸資産の評価損
第 3 款 有価証券の評価損	第 3 款 有価証券の評価損
第 4 款 固定資産の評価損	第 4 款 固定資産の評価損
第 2 節 役員給与等	第 2 節 役員給与等
第 1 款 役員等の範囲	第 1 款 役員等の範囲
第 2 款 経済的な利益の供与	第 2 款 経済的な利益の供与

改 正 後	改 正 前
第3款 定期同額給与	第3款 定期同額給与
第4款 事前確定届出給与	第4款 事前確定届出給与
第5款 損金の額に算入される業績連動給与	第5款 損金の額に算入される業績連動給与
第6款 過大な役員給与の額	第6款 過大な役員給与の額
第7款 退職給与	第7款 退職給与
第8款 使用人給与	第8款 使用人給与
第9款 転籍、出向者に対する給与等	第9款 転籍、出向者に対する給与等
第3節 保険料等	第3節 保険料等
第4節 寄附金	第4節 寄附金
第1款 寄附金の範囲等	第1款 寄附金の範囲等
第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金	第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金
第3款 国等に対する寄附金	第3款 国等に対する寄附金
第4款 被災者に対する義援金等	第4款 被災者に対する義援金等
第5款 その他	第5款 その他
第5節 租税公課等	第5節 租税公課等
第1款 租税	第1款 租税
第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等	第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等
第3款 第二次納税義務による納付税額	第3款 第二次納税義務による納付税額
第4款 賦課金、納付金等	第4款 賦課金、納付金等
<u>第5款 簿外経費</u>	
<u>第6款 罰料金</u>	<u>第5款 罰料金</u>
第6節 貸倒損失	第6節 貸倒損失
第1款 金銭債権の貸倒れ	第1款 金銭債権の貸倒れ
第2款 返品債権特別勘定	第2款 返品債権特別勘定
第6節の2 負担金	第6節の2 負担金

改 正 後	改 正 前
<p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>.....</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 <u>欠損金の繰越し</u></p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>.....</p> <p>第12章の3 削 除</p> <p>.....</p> <p>第12章の7 <u>完全支配関係がある法人の間の損益通算及び欠損金の通算</u></p> <p>第1節 <u>損益通算及び欠損金の通算</u></p> <p>第2節 <u>損益通算及び欠損金の通算のための承認等</u></p>	<p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p> <p>.....</p> <p>第12章 繰越欠損金</p> <p>第1節 <u>青色申告事業年度の欠損金</u></p> <p>第2節 災害損失金</p> <p>第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>.....</p> <p>第12章の3 <u>連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算</u></p> <p>第1節 <u>時価評価法人</u></p> <p>第2節 <u>連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益</u></p> <p>第3節 <u>連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理</u></p> <p>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第1款 通算承認</u></p> <p><u>第2款 通算制度の取りやめ等</u></p> <p><u>第3節 資産の時価評価損益等</u></p> <p><u>第1款 通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益</u></p> <p><u>第2款 通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益</u></p> <p><u>第3款 通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益</u></p> <p><u>第4款 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入</u></p> <p>.....</p>	<p>.....</p>

二 納税地及び納税義務

改 正 後	改 正 前
<p>(被合併法人の法人税に係る納税地)</p> <p>1-1-5 法人が合併した場合において、当該合併に係る被合併法人のその合併の日以後における法人税の納税地は、当該合併に係る合併法人の納税地によるのであるから留意する。</p>	<p>(被合併法人の法人税に係る納税地)</p> <p>1-1-5 法人が合併した場合において、当該合併に係る被合併法人のその合併の日以後における法人税の納税地は、当該合併に係る合併法人の納税地によるのであるから留意する。<u>ただし、合併に係る被合併法人が連結親法人以外の法人(その合併の日が連結親法人事業年度開始の日となる連結子法人を除く。)</u>であり、かつ、合併法人が連結子法人である場合には、<u>当該合併法人が連結申告法人でないものとしたときの当該合併法人の納税地となる。</u></p> <p><u>②1 その合併の日が連結親法人事業年度開始の日となる連結子法人の場合には、当該連結子法人は連結申告法人に該当し、その納税地は連結親法人の納税地となる。</u></p> <p><u>2 合併に係る被合併法人が連結子法人である場合において、当該合併の日</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(清算結了の登記をした場合の納税義務等)</p> <p>1-1-7 法人が清算結了の登記をした場合においても、その清算の結了は実質的に判定すべきものであるから、当該法人は、各事業年度の所得に対する法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p> <p><u>(注) 本文の法人が通算法人である場合において当該法人が清算結了の登記をしたときの当該法人の納税義務等について、当該法人は、その各事業年度の所得に対する法人税については、本文に定めるところにより、当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとし、法第152条第1項(連帯納付の責任)の規定により連帯納付の責任を有することとなった他の通算法人の同項に規定する法人税については、当該法人及び他の通算法人が当該法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</u></p> <p><u>(通算離脱法人の連帯納付責任)</u></p> <p><u>1-1-13 通算法人が、法第64条の10第1項(通算制度の取りやめ等)の規定による承認を受け、又は同条第5項若しくは第6項の規定の適用を受けたことにより通算承認(法第64条の9第1項(通算承認)の規定による承認をいう。以下同じ。)の効力を失った場合であっても、当該通算承認の効力を失う日前に終了した他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税(当該通算法人が当該他の通算法人との間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。)については、法第152条第1項(連帯納付の責任)の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p><u>の前日の属する事業年度前に連結事業年度があるときの当該連結事業年度の連結申告に係る法人税の納税地は、本文の取扱いにかかわらず、その連結申告に係る連結親法人の納税地となる。</u></p> <p>(清算結了の登記をした法人の納税義務等)</p> <p>1-1-7 法人が清算結了の登記をした場合においても、その清算の結了は実質的に判定すべきものであるから、当該法人は、各事業年度の所得に対する法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとする。</p> <p>当該法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税を納める義務(法第81条の28第1項(連結子法人の連帯納付の責任)の連帯納付の責任を含む。)を有する場合も、同様とする。</p> <p>(新 設)</p>

三 事業年度

改 正 後	改 正 前
<p>(組織変更等の場合の事業年度)</p> <p>1-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更(以下「組織変更等」という。)をして他の組織又は種類の法人となった場合(法第14条第1項第4号(事業年度の特例)に掲げる事実が生じた場合を除く。)には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の事業年度は、その組織変更等によっては区分されず継続することに留意する。</p> <p>旧有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条(旧有限会社の存続)に規定する旧有限会社をいう。)が、同法第45条(株式会社への商号変更)の規定により株式会社へ商号を変更した場合についても、同様とする。</p> <p>(解散、継続又は合併の日)</p> <p>1-2-4 法第14条第1項第1号(事業年度の特例)の「解散の日」又は同項第6号の「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>また、同項第2号の「合併の日」とは、合併の効力を生ずる日(新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日)をいう。</p> <p>(公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった事実が生じた日等)</p>	<p>(組織変更等の場合の事業年度)</p> <p>1-2-2 法人が会社法その他の法令の規定によりその組織又は種類の変更(以下「組織変更等」という。)をして他の組織又は種類の法人となった場合(法第14条第1項第20号(みなし事業年度)に掲げる場合に該当することとなったときを除く。)には、組織変更等前の法人の解散の登記、組織変更等後の法人の設立の登記にかかわらず、当該法人の事業年度は、その組織変更等によっては区分されず継続することに留意する。</p> <p>旧有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条に規定する旧有限会社をいう。)が、同法第45条(株式会社への商号変更)の規定により株式会社へ商号を変更した場合についても、同様とする。</p> <p>(解散、継続又は合併の日)</p> <p>1-2-4 法第14条第1項第1号及び第12号(みなし事業年度)の「解散の日」又は第22号の「継続の日」とは、株主総会その他これに準ずる総会等において解散又は継続の日を定めたときはその定めた日、解散又は継続の日を定めなかったときは解散又は継続の決議の日、解散事由の発生により解散した場合には当該事由発生の日をいう。</p> <p>また、同項第2号、<u>第10号及び第13号</u>の「合併の日」とは、合併の効力を生ずる日(新設合併の場合は、新設合併設立法人の設立登記の日)をいう。</p> <p>(公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>1-2-6 <u>法第14条第1項第4号《事業年度の特例》</u>に規定する「<u>その事実が生じた日</u>」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に<u>定める日</u>をいう。</p> <p>(1) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に<u>定める日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ <u>特定労働者協同組合（労働者協同組合法第94条の3第2号《認定の基準》に規定する特定労働者協同組合をいう。以下1-2-6において同じ。）が普通法人に該当することとなった場合 同法第94条の19第1項又は第2項《認定の取消し》の規定による同法第94条の2《認定》の認定の取消しの日</u></p> <p>(2) 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に<u>定める日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p> <p>チ <u>労働者協同組合のうち普通法人であるものが特定労働者協同組合に該当することとなった場合 労働者協同組合法第94条の2の規定による行政庁</u></p>	<p>1-2-6 <u>法第14条第1項第20号《みなし事業年度》</u>に規定する「<u>該当することとなった日</u>」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に<u>掲げる日</u>をいう。</p> <p>(1) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に<u>掲げる日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>(2) 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に<u>掲げる日</u></p> <p>イ ……………</p> <p>ロ ……………</p> <p>ハ ……………</p> <p>ニ ……………</p> <p>ホ ……………</p> <p>ヘ ……………</p> <p>ト ……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の認定を受けた日</u></p> <p><u>(完全支配関係法人がある場合の加入時期の特例の適用)</u></p> <p><u>1-2-10 内国法人と他の内国法人との間に当該内国法人による完全支配関係</u> <u>(法第64条の9第1項(通算承認)に規定する政令で定める関係に限る。)</u> <u>がある場合において、当該内国法人が法第14条第8項第1号(事業年度の特例)</u> <u>の規定の適用を受けるときは、当該他の内国法人も同号の規定の適用を受ける</u> <u>のであるから留意する。</u></p> <p><u>(通算法人が他の通算グループに加入する場合の加入時期の特例の適用)</u></p> <p><u>1-2-11 通算親法人の発行済株式又は出資の全部が他の通算グループ(他の</u> <u>通算親法人及び当該他の通算親法人との間に当該他の通算親法人による通算</u> <u>完全支配関係を有する法人によって構成されたグループをいう。以下同じ。)</u> <u>に属する通算法人に保有されることとなったことにより、当該通算親法人及び</u> <u>その通算子法人が当該他の通算グループに属する通算法人との間に当該他の</u> <u>通算グループに属する通算法人による完全支配関係(法第64条の9第1項(通</u> <u>算承認)に規定する政令で定める関係に限る。以下1-2-11において同じ。)</u> <u>を有することとなった場合における当該通算親法人及び当該通算子法人は、法</u> <u>第14条第8項(事業年度の特例)の規定の適用を受けることができることに留</u> <u>意する。</u></p> <p><u>(注) 当該通算親法人及び当該通算子法人が同項第1号の規定の適用を受ける場</u> <u>合における当該通算親法人及び当該通算子法人の事業年度は、当該通算親法</u> <u>人にあつては同条第2項の規定により、当該通算子法人にあつては同条第4</u></p>	<p><u>法第14条第1項第15号及び第16号に規定する「該当することとなつた日」に</u> <u>ついても、同様とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>項第2号の規定により、それぞれ当該完全支配関係を有することとなった日の前日に終了するのであるから留意する。</u></p>	

四 利益積立金額

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(連結子法人株式の帳簿価額の修正額)</u></p> <p><u>1-6-2 令第9条第3項(連結法人株式の帳簿価額修正額)に規定する「帳簿価額修正額」がマイナスとなる場合には、当該マイナスの金額が令第9条第1項第6号(利益積立金額の加算額)の金額となるのであるから、この場合の令第119条の3第5項又は第119条の4第1項(譲渡等修正事由が生じた場合の移動平均法又は総平均法による帳簿価額の算出)の規定により計算した有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、マイナスの金額となる場合があることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(連結子法人株式の帳簿価額の譲渡等修正事由に係る譲渡)</u></p> <p><u>1-6-3 法第61条の13第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用がある株式の譲渡であっても、当該譲渡が令第9条第2項第1号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)に掲げる事由に該当するときには、当該株式について同条第1項第6号に規定する譲渡等修正事由が生ずることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(連結子法人株式の帳簿価額修正の順序)</u></p> <p><u>1-6-4 令第9条第2項各号(連結子法人株式に係る譲渡等修正事由)に掲</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p><u>げる事由が生じたことに伴い2以上の連結法人がその有する連結法人株式につき、同条第3項に規定する帳簿価額修正額の計算を行うこととなる場合には、これらの連結法人のうち、連結親法人から連鎖する資本関係が最も下位であるものについてこれを行い、順次、その上位のものについてこれを行うことに留意する。</u></p> <p><u>(適格合併等直前既修正額の計算)</u></p> <p><u>1-6-5 令第9条第4項第1号(連結子法人株式に係る既修正等額)に掲げる場合に該当する場合において、同号の適格合併に係る同号イに規定する適格合併等直前既修正額に相当する部分の金額は、同号イの被合併法人が同号の適格合併の前に同条第3項の規定の適用を受けた金額(以下1-6-5において「被合併法人既修正額」という。)によるのであるから、例えば、当該被合併法人既修正額が、他の連結法人(同号に規定する他の連結法人をいう。)の当該適格合併に係る同号イの引受利益積立金額を超える場合であっても、当該適格合併等直前既修正額に相当する部分の金額は当該被合併法人既修正額となることに留意する。</u></p> <p><u>同号の適格分割型分割に係る同号イに規定する適格合併等直前既修正額に相当する金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(最終利益積立金額の計算)</u></p> <p><u>1-6-6 令第9条第4項第1号(連結子法人株式に係る既修正等額)に掲げる場合に該当する場合において、同号の適格合併に係る同号ロに規定する最終利益積立金額に相当する部分の金額は、同号ロの被合併法人の最終利益積立金額(以下1-6-6において「被合併法人最終利益積立金額」という。)によるのであるから、例えば、当該被合併法人最終利益積立金額が、他の連結法人</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>（他の通算法人に修正があった場合の本税に係る通算税効果額の利益積立金額の計算）</u></p> <p><u>1－6－2 通算法人が、当該通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと又は他の通算法人が修正申告を行い若しくは更正を受けたこと（以下1－6－2において「修正の事実」という。）による当該通算法人の修正申告若しくは更正又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額（法第26条第4項（還付金等の益金不算入）に規定する通算税効果額をいう。以下同じ。）の授受をすることとしている場合には、当該通算法人又は他の通算法人がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する事業年度ではなく当該通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度又は当該他の通算法人の修正申告若しくは更正の基因となった事業年度終了の日に終了する当該通算法人の事業年度に係る令第9条第1号へ（利益積立金額）に掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算するのであるが、他の通算法人が修正申告を行い又は更正を受けたこと（法第64条の5第5項（損益通算）の規定又は法第64条の7第4項から第7項まで（欠損金の通算）の規定などのいわゆる遮断措置が適用されるものに限る。）による当該他の通算法人の修正申告又は更正の対象となる法人税又は地方法人税の額につき通算税効果額を授受するときは、当該通算法人</u></p>	<p><u>（同号に規定する他の連結法人をいう。）の当該適格合併に係る同号ロの引受利益積立金額を超える場合であっても、当該最終利益積立金額に相当する部分の金額は当該被合併法人最終利益積立金額となることに留意する。</u></p> <p><u>同号の適格分割型分割に係る同号ロに規定する最終利益積立金額に相当する金額についても、同様とする。</u></p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>がその受け取り又は支払う通算税効果額のうち本税に係る額は、当該修正の事実があった日の属する当該通算法人の事業年度に係る同号へに掲げる金額又は同号カに規定する「その支払うこととなる金額」として利益積立金額を計算することができる。</u></p>	

五 仮決算における経理

改 正 後	改 正 前
<p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p>1-7-1 法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する期間（当該内国法人が通算子法人である場合には、同条第5項第1号に規定する期間。17-2-4を除き、以下「中間期間」という。）に係る決算（以下「仮決算」という。）における損金経理とは、株主等に報告する当該期間に係る決算書（これに類する計算書類を含む。）及びその作成の基礎となった帳簿に費用又は損失として記載することをいう。</p>	<p>(仮決算における損金経理の意義)</p> <p>1-7-1 法第72条第1項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等》に規定する期間（以下「中間事業年度」という。）に係る決算（以下「仮決算」という。）における損金経理とは、株主等に報告する当該期間に係る決算書（これに類する計算書類を含む。）及びその作成の基礎となった帳簿に費用又は損失として記載することをいう。</p>

六 その他

改 正 後	改 正 前
<p>(その事実が生じた日)</p> <p>1-8-1 1-2-6《公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった事実が生じた日等》の(1)イからへまで及び(2)イからチまでに掲げる場合において、法第14条《事業年度の特例》の規定以外の規定を適用する場合における「その事実が生じた日」については、1-2-6の取扱いを準用する。</p>	<p>(該当することとなる日等)</p> <p>1-8-1 1-2-6《公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等》の(1)イからホまで及び(2)イからトまでに掲げる場合において、法第14条《みなし事業年度》の規定以外の規定を適用する場合における「<u>該当することとなる日</u>」又は「<u>該当することとなつた日</u>」については、1-2-6</p>

改 正 後	改 正 前
	の取扱いを準用する。

七 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>④1 この取扱いにより益金の額に算入しなかった利子の額については、その後これにつき実際に支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>2</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-27 法人が他の法人（<u>法第4条の3</u>（受託法人等に関するこの法律の適用）の各号列記以外の部分に規定する受託法人を含む。）から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配（以下「特定目的会社に係る中間配当」という。）又は法第2条第29号ロ（<u>定義</u>）に掲げる投資信託（以下2-1-27において「投</p>	<p>(相当期間未収が継続した場合等の貸付金利子等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-25</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>④1 この取扱いにより益金の額に算入しなかった利子の額については、その後これにつき実際に支払を受けた日の属する事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）の益金の額に算入する。</p> <p>2</p> <p>(剰余金の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-27 法人が他の法人（<u>法第4条の7</u>（受託法人等に関するこの法律の適用）の各号列記以外の部分に規定する受託法人を含む。）から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資信託及び投資法人に関する法律第137条（金銭の分配）の金銭の分配、資産の流動化に関する法律第115条第1項（中間配当）に規定する金銭の分配（以下「特定目的会社に係る中間配当」という。）又は法第2条第29号ロ（<u>集団投資信託</u>）に掲げる投資信託（以下2-1-27にお</p>

改 正 後	改 正 前
<p>資信託」という。)の収益の分配(以下2-1-31までにおいてこれらを「剰余金の配当等」という。)の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に<u>定める</u>日の属する事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>	<p>いて「投資信託」という。)の収益の分配(以下2-1-31までにおいてこれらを「剰余金の配当等」という。)の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に<u>掲げる</u>日の属する事業年度の収益とする。ただし、その剰余金の配当等の額が外国法人から受けるものである場合において、当該外国法人の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域の剰余金の配当等に関する法令にその確定の時期につきこれと異なる定めがあるときは、当該法令に定めるところにより当該剰余金の配当等の額が確定したとされる日の属する事業年度の収益とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p>
<p>(将来の逸失利益等の補填に充てるための補償金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-40 法人が他の者から営業補償金、経費補償金等の名目で支払を受けた金額については、当該金額の支払がたとえ将来の逸失利益又は経費の発生等当該事業年度後の各事業年度において生ずることが見込まれる費用又は損失の補填に充てることを目的するものであるとしても、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。</p>	<p>(将来の逸失利益等の補填に充てるための補償金等の帰属の時期)</p> <p>2-1-40 法人が他の者から営業補償金、経費補償金等の名目で支払を受けた金額については、当該金額の支払がたとえ将来の逸失利益又は経費の発生等当該事業年度後の各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>において生ずることが見込まれる費用又は損失の補填に充てることを目的するものであるとしても、その支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p><u>2</u></p> <p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2-2-11 法人が商品引換券等(2-1-39《<u>商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期</u>》)に定める商品引換券等をいう。以下2-2-11において同じ。)を発行するとともにその対価を受領した場合において、その発行に係る事業年度以後の各事業年度(2-1-39(1)又は(3)に掲げる事実が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度(その商品引換券等の発行の日(適格組織再編成により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人が発行した日)から10年が経過した日の属する事業年度以後の各事業年度を除く。))に限る。)終了の時に商品引渡し又は役務の提供(商品引換券等に係る商品の引渡し又は役務の提供を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-2-11において「商品の引渡し等」という。)を了していない商品引換券等(有効期限を経過したものを除く。以下2-2-11において「未引換券」という。)があるときは、その未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の額の見積額として、次の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額に相当する金額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p><u>事業年度前の各事業年度</u>」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</p> <p><u>2</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</p> <p>2-2-11 法人が商品引換券等(2-1-39に定める商品引換券等をいう。以下2-2-11において同じ。)を発行するとともにその対価を受領した場合において、その発行に係る事業年度以後の各事業年度(2-1-39(1)若しくは(3)又は連結納税基本通達2-1-42《<u>商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期</u>》(1)若しくは(3)に掲げる事実が生じた日の属する事業年度以後の各事業年度(その商品引換券等の発行の日(適格組織再編成により当該商品引換券等に係る契約の移転を受けたものである場合にあっては、当該移転をした法人が発行した日)から10年が経過した日の属する事業年度以後の各事業年度を除く。))に限る。)終了の時に商品引渡し又は役務の提供(商品引換券等に係る商品の引渡し又は役務の提供を他の者が行うこととなっている場合における当該商品引換券等と引換えにする金銭の支払を含む。以下2-2-11において「商品の引渡し等」という。)を了していない商品引換券等(有効期限を経過したものを除く。以下2-2-11において「未引換券」という。)があるときは、その未引換券に係る商品の引渡し等に要する費用の額の見積額として、次の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額に相当する金額を当該各事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) 1</p> <p>.....</p> <p><u>2</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(損害賠償金)</p> <p>2-2-13</p> <p>(注) 損害賠償金を年金として支払う場合には、その年金の額は、これを支払うべき日の属する事業年度の損金の額に算入する。</p> <p>(前期損益修正)</p> <p>2-2-16 当該事業年度前の各事業年度においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</p>	<p>(注) 1 <u>本文の「発行に係る事業年度」及び「翌事業年度」並びに(1)の算式の「当該事業年度開始の日前9年以内に開始した各事業年度」及び(2)の算式の「当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</u></p> <p><u>2</u></p> <p><u>3</u></p> <p><u>4</u></p> <p>(損害賠償金)</p> <p>2-2-13</p> <p>(注) 損害賠償金を年金として支払う場合には、その年金の額は、これを支払うべき日の属する事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の損金の額に算入する。</p> <p>(前期損益修正)</p> <p>2-2-16 当該事業年度前の各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。</p>

九 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改 正 後	改 正 前
<p>(信用取引等の決済約定日後に授受される配当落調整額)</p> <p>2-3-3</p> <p>(1) 当該配当落調整額は、当該決済に係る約定が成立した日の現況により適正に見積もった金額とする。</p> <p>(2) (1)により見積もった配当落調整額と実際に授受された配当落調整額とが異なることとなった場合には、当該実際に授受された配当落調整額との差額は、当該差額を授受する日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(対象配当等の額が資本の払戻しによるものである場合の譲渡原価の計算)</p> <p>2-3-4 の 2 法人が、法第 24 条第 1 項 (第 4 号に係る部分に限る。) (配当等の額とみなす金額) の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号 (受取配当等の益金不算入) に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が令第 119 条の 3 第 10 項 (移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例) に規定する対象配当等の額 (以下この節において「対象配当等の額」という。) に該当することにより同項 (令第 119 条の 4 第 1 項後段 (評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例) においてその例による場合を含む。) の規定 (以下この節において「子会社株式簿価減額特例」という。) の適用を受けるときは、そのみなされる金額の基因となった法第 61 条の 2 第 18 項 (有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入) に規定する払戻し等に係る令第 119 条の 9 第 1 項 (資本の払戻し等の場合の株式の譲渡原価の額) に規定する払戻し等の直前の当該所有株式の帳簿価額は、令第 119 条の 3 第 10 項の規定によりそのみなされる金額に係る基準時 (同条第 12 項第 3 号に規定する基準時をいう。以下この節において同じ。) の直前における帳簿価額から同条第 10 項に規定する益金の額</p>	<p>(信用取引等の決済約定日後に授受される配当落調整額)</p> <p>2-3-3</p> <p>(1) 当該配当落調整額は、当該決済に係る約定が成立した日の現況により適正に見積った金額とする。</p> <p>(2) (1)により見積った配当落調整額と実際に授受された配当落調整額とが異なることとなった場合には、当該実際に授受された配当落調整額との差額は、当該差額を授受する日の属する事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>(対象配当等の額が資本の払戻しによるものである場合の譲渡原価の計算)</p> <p>2-3-4 の 2 法人が、法第 24 条第 1 項 (第 4 号に係る部分に限る。) (配当等の額とみなす金額) の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号 (受取配当等の益金不算入) に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が令第 119 条の 3 第 7 項 (移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例) に規定する対象配当等の額 (以下この節において「対象配当等の額」という。) に該当することにより同項 (令第 119 条の 4 第 1 項後段 (評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例) においてその例による場合を含む。) の規定 (以下この節において「子会社株式簿価減額特例」という。) の適用を受けるときは、そのみなされる金額の基因となった法第 61 条の 2 第 18 項 (有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入) に規定する払戻し等に係る令第 119 条の 9 第 1 項 (資本の払戻しの場合の株式の譲渡原価の額) に規定する払戻し等の直前の当該所有株式の帳簿価額は、令第 119 条の 3 第 7 項の規定によりそのみなされる金額に係る基準時 (同条第 9 項第 3 号に規定する基準時をいう。以下この節において同じ。) の直前における帳簿価額から同条第 7 項に規定する益金の額に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>に算入されない金額（以下この節において「益金不算入相当額」という。）を減算した金額となる。</p> <p>⑥ 本文の取扱いは、法第 61 条の 2 第 19 項、令第 119 条の 8 第 1 項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）及び令第 119 条の 8 の 2 第 1 項（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）の譲渡原価の計算の基礎となる帳簿価額についても、同様とする。</p> <p>（対象配当等の額が自己株式の取得によるものである場合の譲渡原価の計算）</p> <p>2-3-4 の 3 法人が、法第 24 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が対象配当等の額に該当することにより子会社株式簿価減額特例の適用を受けるときは、当該対象配当等の額の基因となった株式又は出資の譲渡に係る法第 61 条の 2 第 1 項第 2 号（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の「その有価証券の譲渡に係る原価の額（……）」は、<u>令第 119 条の 3 第 10 項</u>（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定によりそのみなされる金額に係る基準時の直前における帳簿価額から益金不算入相当額を減算した金額をその有する株式等の数で除して計算した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額による。</p> <p>第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p><u>（通算子法人の通算離脱の時価評価と通算子法人株式の投資簿価修正の順序）</u></p>	<p>算入されない金額（以下この節において「益金不算入相当額」という。）を減算した金額となる。</p> <p>⑥ 本文の取扱いは、法第 61 条の 2 第 19 項（<u>有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入</u>）、令第 119 条の 8 第 1 項（分割型分割の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）及び令第 119 条の 8 の 2 第 1 項（株式分配の場合の譲渡対価の額及び譲渡原価の額等）の譲渡原価の計算の基礎となる帳簿価額についても、同様とする。</p> <p>（対象配当等の額が自己株式の取得によるものである場合の譲渡原価の計算）</p> <p>2-3-4 の 3 法人が、法第 24 条第 1 項（第 5 号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により法第 23 条第 1 項第 1 号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額とみなされる金額を受ける場合において、そのみなされる金額が対象配当等の額に該当することにより子会社株式簿価減額特例の適用を受けるときは、当該対象配当等の額の基因となった株式又は出資の譲渡に係る法第 61 条の 2 第 1 項第 2 号（有価証券の譲渡益又は譲渡損の益金又は損金算入）の「その有価証券の譲渡に係る原価の額（……）」は、<u>令第 119 条の 3 第 7 項</u>（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定によりそのみなされる金額に係る基準時の直前における帳簿価額から益金不算入相当額を減算した金額をその有する株式等の数で除して計算した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額による。</p> <p>第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>（新 設）</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>2-3-21の2 令第119条の3第5項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用の対象となる株式を発行した同項の他の通算法人（以下2-3-21の7までにおいて「他の通算法人」という。）が法第64条の13第1項《通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益》の規定の適用を受ける場合には、同項の規定が適用されたことに基因して令第131条の18第2項《時価評価資産に関する他の規定の不適用等》の規定等により増額又は減額がされた後の当該他の通算法人の資産及び負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を基礎として当該株式の一単位当たりの帳簿価額の計算を行うのであるから留意する。</u></p>	
<p><u>（2以上の通算法人が通算子法人株式を有する場合の投資簿価修正の順序）</u></p>	(新 設)
<p><u>2-3-21の3 通算終了事由（令第119条の3第5項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する通算終了事由をいう。以下同じ。）が生じたことに伴い2以上の通算法人がその有する同項の規定の適用の対象となる他の通算法人の株式につき同項の規定により一単位当たりの帳簿価額の計算を行うこととなる場合には、これらの通算法人のうち、通算親法人から連鎖する資本関係が最も下位であるものについてこれを行い、順次、その上位のものについてこれを行うことに留意する。</u></p>	
<p><u>（資産調整勘定対応金額等の計算が困難な場合の取扱い）</u></p>	(新 設)
<p><u>2-3-21の4 令第119条の3第6項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定を適用する場合には、他の通算法人の対象株式（同条第7項第2号に規定する</u></p>	

改

正

後

改

正

前

対象株式をいう。以下2-3-21の8までにおいて同じ。)の取得ごとに資産調整勘定対応金額(同条第7項第3号に規定する資産調整勘定対応金額をいう。以下2-3-21の8までにおいて同じ。)又は負債調整勘定対応金額(同条第7項第4号に規定する負債調整勘定対応金額をいう。以下2-3-21の8までにおいて同じ。)を計算し、当該内国法人又は同条第6項に規定する他の株式等保有法人(以下2-3-21の4において「他の株式等保有法人」という。)のうち、いずれかの法人がその計算された資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項を記載した書類を保存していることが必要となるのであるが、その取得後における当該対象株式の保有割合が低い又はその取得の時期が古いなどの理由により、当該取得の時ににおける資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算が困難であると認められる場合において、当該取得の時ににおいて計算される資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額を零とし、当該取得後に追加取得した当該他の通算法人の対象株式で資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算が困難であると認められる場合以外のものについて各追加取得の時ににおける資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額を計算し、これらの計算された資産調整勘定対応金額及び負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項を記載した書類を保存しているとき(同条第6項に規定する他の要件を満たす場合に限り。)は、課税上弊害がない限り、同項の規定の適用を受けることができるものとする。

(注)1 負債調整勘定対応金額が計算されることが見込まれる場合に、その計算が困難であるとして、これを零としているときには、課税上弊害があるため、本文の取扱いの適用はないことに留意する。

2 本文の取扱いを適用する場合には、零とする資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項を記載した書類を当該内国

改 正 後	改 正 前
<p><u>法人及び他の株式等保有法人のいずれにおいても保存していない場合であっても、同項に規定する他の要件を満たすときは、同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(資産調整勘定対応金額等がある場合の加算措置の対象となる対象株式の取得)</u></p> <p><u>2-3-21の5 資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額は、当該内国法人又は通算完全支配関係発生日(令第119条の3第7項第1号《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する通算完全支配関係発生日をいう。以下2-3-21の5において同じ。)において他の通算法人の株式を有する法人(当該内国法人を除く。以下2-3-21の5において「他の取得法人」という。)が通算完全支配関係発生日以前に取得をした当該他の通算法人の対象株式について計算するのであるから、通算終了事由が生じた時において、当該内国法人又は他の取得法人が通算完全支配関係発生日以前に取得をした当該他の通算法人の株式を有していない場合であっても、その取得をした対象株式は、資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の対象となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(資産調整勘定対応金額等の計算における負債調整勘定の金額の取扱い)</u></p> <p><u>2-3-21の6 資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額は、他の通算法人の対象株式の取得の時において、当該他の通算法人を被合併法人とし、その取得をした法人を合併法人とする非適格合併(適格合併に該当しない合併をいう。)が行われたものとみなして法第62条の8第1項《非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等》の規定を適用する場合に同項の資産調整勘定の金額として計算される金額又は同条第3項の規定を適用する場合に同項に規定する負債調整勘定の金額(以下2-3-21の6におい</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>て「<u>差額負債調整勘定の金額</u>」という。)として計算される金額を基礎として計算するのであるが、これらの金額の計算上、同条第1項の時価純資産価額の計算の基礎となる負債の額には、同条第2項第1号に規定する退職給与債務引受額及び同項第2号に規定する短期重要債務見込額の金額を含まないことに留意する。</p> <p><u>(資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる資産及び負債)</u></p> <p><u>2-3-21の7 資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額は、原則として、他の通算法人の対象株式を取得した時に当該他の通算法人が有する資産及び負債の価額を基礎として計算するのであるが、例えば、当該取得した時の直前の月次決算期間又は会計期間の終了の日に当該他の通算法人が有する資産及び負債の同日における価額を基礎として計算している場合には、同日に有する資産及び負債の内訳と当該対象株式の取得時に有する資産及び負債の内訳に著しい差異があるなどの課税上弊害がない限り、これを認める。</u></p> <p><u>(資産調整勘定対応金額等の計算の基礎となる対象株式の取得価額)</u></p> <p><u>2-3-21の8 資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額の計算の基礎となる対象株式(令第119条第1項第1号《有価証券の取得価額》に掲げる有価証券に限る。)の取得価額は、同号の規定により計算することに留意する。この場合において、当該対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、購入手数料その他当該対象株式の購入のために要した費用の把握が困難であると認められるときには、その購入の代価を当該対象株式の取得価額として資産調整勘定対応金額又は負債調整勘定対応金額を計算することができる。</u></p> <p>(帳簿価額のうち最も大きいものの意義)</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(帳簿価額のうち最も大きいものの意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>2-3-22 法人が対象配当等の額及び令第119条の3第10項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する同一事業年度内配当等の額(以下2-3-22の8までにおいて「同一事業年度内配当等の額」という。)を受ける場合における同項の「帳簿価額のうち最も大きいもの」とは、それぞれの配当等の額に係る基準時の直前における帳簿価額のうち最も大きいものをいうことに留意する。</p> <p>(ロ) 法人が他の法人(同項に規定する他の法人をいう。以下2-3-22の9までにおいて同じ。)の発行する株式で2-3-17(2以上の種類の株式が発行されている場合の銘柄の意義)の取扱いによりそれぞれ異なる銘柄として令第119条の2第1項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の規定の適用を受けるものを有する場合には、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前における帳簿価額は、それぞれの銘柄の帳簿価額を合計した金額によることに留意する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>2-3-22 法人が対象配当等の額及び令第119条の3第7項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)に規定する同一事業年度内配当等の額(以下2-3-22の8までにおいて「同一事業年度内配当等の額」という。)を受ける場合における同項の「帳簿価額のうち最も大きいもの」とは、それぞれの配当等の額に係る基準時の直前における帳簿価額のうち最も大きいものをいうことに留意する。</p> <p>(ロ) 法人が他の法人(令第119条の3第7項に規定する他の法人をいう。以下2-3-22の9までにおいて同じ。)の発行する株式で2-3-17(2以上の種類の株式が発行されている場合の銘柄の意義)の取扱いによりそれぞれ異なる銘柄として令第119条の2第1項(有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法)の規定の適用を受けるものを有する場合には、当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額に係る各基準時の直前における帳簿価額は、それぞれの銘柄の帳簿価額を合計した金額によることに留意する。</p> <p><u>(関連法人株式等に該当する場合における益金不算入相当額の計算)</u></p> <p><u>2-3-22の4 他</u>の法人の株式等(株式又は出資をいう。以下2-3-22の9において同じ。)が法第23条第6項(受取配当等の益金不算入)に規定する<u>関連法人株式等</u>(以下2-3-22の4において「<u>関連法人株式等</u>」という。)に該当する場合における<u>益金不算入相当額</u>については、例えば、令第22条第1項(株式等に係る負債の利子の額)の規定により対象配当等の額から控除すべき<u>負債の利子の額</u>(以下2-3-22の4において「<u>負債利子等の額</u>」という。)を<u>関連法人株式等</u>に係る配当等の額のうち占める対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額又はそれ以外の配当等の額の合計額の割合に応じて区分するなど負債利子等の額を合理的に区分した金額により計算する。</p>

改 正 後

(基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い)

2-3-22の4 法人が他の法人から受ける対象配当等の額について、当該対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度（以下2-3-22の4において「基準時事業年度」という。）終了の日後にこれを受ける場合には、その受ける対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度に遡って子会社株式簿価減額特例の適用があることに留意する。ただし、当該対象配当等の額を受けることが確実であると認められる場合には、その受けることが確実であると認められる対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度の確定申告において令第119条の3第10項又は第11項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受けることとしても差し支えない。

(内国株主割合が90%以上であることを証する書類)

2-3-22の5 令第119条の3第10項第1号（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の「当該期間を通じて当該割合が100分の90以上であることを証する書類」とは、設立の時の株主の状況及び当該設立の時から特定支配日（同号に規定する特定支配日をいう。）までの株主の異動の状況が確認できる書類のそれぞれをいうことから、例えば、これらの状況が確認できる商業登記簿謄本、株主名簿の写し、株式譲渡契約書又は有価証券台帳等はこれに該当する。

(対象期間内に利益剰余金の額が増加した場合のその増加額を証する書類)

2-3-22の6 令第119条の3第10項第2号イ（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）

改 正 前

(基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い)

2-3-22の5 法人が他の法人から受ける対象配当等の額について、当該対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度（以下2-3-22の5において「基準時事業年度」という。）終了の日後にこれを受ける場合には、その受ける対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度に遡って子会社株式簿価減額特例の適用があることに留意する。ただし、当該対象配当等の額を受けることが確実であると認められる場合には、その受けることが確実であると認められる対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度の確定申告において令第119条の3第7項又は第8項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受けることとしても差し支えない。

(内国株主割合が90%以上であることを証する書類)

2-3-22の6 令第119条の3第7項第1号（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の「当該期間を通じて当該割合が100分の90以上であることを証する書類」とは、設立の時の株主の状況及び当該設立の時から特定支配日（同号に規定する特定支配日をいう。）までの株主の異動の状況が確認できる書類のそれぞれをいうことから、例えば、これらの状況が確認できる商業登記簿謄本、株主名簿の写し、株式譲渡契約書又は有価証券台帳等はこれに該当する。

(新 設)

改 正 後

の「当該直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額」を証する書類とは、同号イの他の法人の同号イの決議日等前に最後に終了した事業年度終了の日現在の利益剰余金の額及び同号イの対象配当等の額を受ける直前の時の利益剰余金の額がそれぞれ明らかとなる書類をいうのであるから、当該他の法人の当該最後に終了した事業年度の貸借対照表の写しのほか、例えば、当該他の法人の同号イの対象期間における利益の額を計算した書類（当該利益の額を一定の期間に分割して計算している場合には、各月の月次決算書等のその分割した各期間に係る利益又は損失の額を計算した書類）の写し（当該他の法人が当該対象期間において利益剰余金の処分を行っている場合には、当該写しのほか、損益金の処分表等のその処分の内容が明らかとなる書類の写し）は、これに該当する。

同号イ(1)又は(2)に定める金額を証する書類についても、同様とする。

(他の法人等が外国法人である場合の円換算)

2-3-22の7 法人が令第119条の3第10項第2号、第11項及び第14項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受ける場合において、他の法人又は同項に規定する関係法人が外国法人であるときにおけるこれらの規定の計算の基礎となる金額の円換算については、当該計算の基礎となる金額につき全て外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法又は当該計算の基礎となる金額につき全て円換算後の金額に基づき計算する方法など、合理的な方法により円換算を行っている場合には、これを認める。

(特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額)

2-3-22の8 法人が令第119条の3第11項（移動平均法を適用する有価証券

改 正 前

(他の法人等が外国法人である場合の円換算)

2-3-22の7 法人が令第119条の3第7項第2号、第8項及び第11項（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）の規定の適用を受ける場合において、他の法人又は同項第1号に規定する関係法人が外国法人であるときにおけるこれらの規定の計算の基礎となる金額の円換算については、当該計算の基礎となる金額につき全て外貨建ての金額に基づき計算した金額について円換算を行う方法又は当該計算の基礎となる金額につき全て円換算後の金額に基づき計算する方法など、合理的な方法により円換算を行っている場合には、これを認める。

(特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額)

2-3-22の8 法人が令第119条の3第8項（移動平均法を適用する有価証券

改 正 後	改 正 前
<p>について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用を受ける場合において、対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が特定支配後増加利益剰余金額超過額(同項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額をいう。以下2-3-22の8において同じ。)を超えているときは、当該特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額のいずれを優先して充てるかは、当該法人の選択による。</p> <p>(総平均法による場合の帳簿価額の減額の判定)</p> <p>2-3-22の9 法人が対象配当等の額を受領することにより令第119条の4第1項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定の適用を受ける場合において、<u>令第119条の3第10項</u>(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の例により当該対象配当等の額に係る株式等(株式又は出資をいう。以下2-3-22の9において同じ。)の帳簿価額を減算するかどうかを判定するときは、その判定の基礎となる帳簿価額は、令第119条の4第1項の規定により評価換え等(同項に規定する評価換え等をいう。以下2-3-22の9において同じ。)の直前の帳簿価額とみなされる金額によることに留意する。</p> <p>④ 当該対象配当等の額につき、<u>同項後段</u>においてその例によるものとされる<u>令第119条の3第10項</u>の規定が適用されないため当該対象配当等の額に係る株式等の帳簿価額が減額されない場合には、当該対象配当等の額を受領による評価換え等のあった時の属する事業年度については、令第119条の4第1項に規定する評価換前期間及び同項に規定する評価換後期間をそれぞれ一事業年度とみなさないこととして総平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出して差し支えない。</p>	<p>について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の適用を受ける場合において、対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が特定支配後増加利益剰余金額超過額(同項に規定する特定支配後増加利益剰余金額超過額をいう。以下2-3-22の8において同じ。)を超えているときは、当該特定支配後増加利益剰余金額超過額に達するまでの金額に当該対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額のいずれを優先して充てるかは、当該法人の選択による。</p> <p>(総平均法による場合の帳簿価額の減額の判定)</p> <p>2-3-22の9 法人が対象配当等の額を受領することにより令第119条の4第1項(評価換え等があった場合の総平均法の適用の特例)の規定の適用を受ける場合において、<u>令第119条の3第7項</u>(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)の規定の例により当該対象配当等の額に係る株式等の帳簿価額を減算するかどうかを判定するときは、その判定の基礎となる帳簿価額は、令第119条の4第1項の規定により評価換え等(同項に規定する評価換え等をいう。以下2-3-22の9において同じ。)の直前の帳簿価額とみなされる金額によることに留意する。</p> <p>④ 当該対象配当等の額につき、<u>令第119条の4第1項後段</u>においてその例によるものとされる<u>令第119条の3第7項</u>の規定が適用されないため当該対象配当等の額に係る株式等の帳簿価額が減額されない場合には、当該対象配当等の額を受領による評価換え等のあった時の属する事業年度については、令第119条の4第1項に規定する評価換前期間及び同項に規定する評価換後期間をそれぞれ一事業年度とみなさないこととして総平均法によりその一単位当たりの帳簿価額を算出して差し支えない。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-23 <u>令第119条の3第19項(移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)</u>に規定する「元本の払戻しに相当する金銭の交付」とは、いわゆる個別元本方式による公社債投資信託以外の追加型証券投資信託に係る特別分配金の支払をいうのであるから留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-60 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で繰延ヘッジ処理を適用している場合又は特例金利スワップ取引等(規則第27条の7第2項(<u>デリバティブ取引</u>))に規定する取引をいう。以下2-3-60において同じ。)を行っている場合の<u>令第19条第2項(関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額)</u>に規定する<u>支払利子等の額</u>、令第141条の3第6項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額、令第141条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する負債の利子の額、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子の額及び令第141条の8第2項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理を適用している場合のヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とするのであるから留意する。</p>	<p>(追加型株式投資信託に係る特別分配金の取扱い)</p> <p>2-3-23 <u>令第119条の3第16項(追加型株式投資信託に係る特別分配金の支払があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例)</u>に規定する「元本の払戻しに相当する金銭の交付」とは、いわゆる個別元本方式による公社債投資信託以外の追加型証券投資信託に係る特別分配金の支払をいうのであるから留意する。</p> <p>(注)</p> <p>(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)</p> <p>2-3-60 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で繰延ヘッジ処理を適用している場合又は特例金利スワップ取引等(規則第27条の7第2項(<u>金利スワップ取引等の特例処理</u>))に規定する取引をいう。以下2-3-60において同じ。)を行っている場合の<u>法第23条第4項(負債利子の控除)</u>に規定する<u>負債の利子の額</u>、令第141条の3第6項(国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額、令第141条の4第1項(国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子)に規定する負債の利子の額、令第141条の5第1項(銀行等の資本に係る負債の利子)に規定する負債の利子の額及び令第141条の8第2項(その他の国外源泉所得に係る所得の金額の計算)に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とするのであるから留意する。</p>

十 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(売買があったものとされたリース取引)</p> <p>2-4-2</p> <p>④1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度についての当該リース取引に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第124条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>2-4-9 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡についてその後契約の変更があり、賦払金の支払期日又は各支払期日ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に支払期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p>	<p>(売買があったものとされたリース取引)</p> <p>2-4-2</p> <p>④1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の事業年度において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)についての当該リース取引に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第124条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(契約の変更があった場合の取扱い)</p> <p>2-4-9 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第63条第1項の規定を含む。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡についてその後契約の変更があり、賦払金の支払期日又は各支払期日ごとの賦払金の額が異動した場合には、その変更後の支払期日及び各支払期日ごとの賦払金の額に基づいて同項の規定による延払基準の計算を行う。ただし、その変更前に既に支払期日の到来した賦払金の額については、この限りでない。</p>

改 正 後

(註) 同条第2項の規定の適用についても同様とする。

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2-4-10 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡に係る対価の額又は原価の額につきその後値増し、値引き等があったため当該リース譲渡に係る対価の額又は原価の額に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する事業年度(以下2-4-10において「異動事業年度」という。)以後の各事業年度における当該対価の額又は原価の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の対価の額又は原価の額(異動事業年度前の各事業年度において計上した部分の金額を除く。)及び異動事業年度開始の日以後に受けるべきリース料の額の合計額を基礎として2-4-9によりその計算を行うものとする。ただし、法人が、その値増し、値引き等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとともに、延払基準の方法についてはその異動前の契約に基づいてその計算を行うこととしているときは、これを認める。

同条第2項の規定の適用についても同様とする。

(通算制度の開始等に伴う繰延長期割賦損益額の判定)

2-4-11 令第127条第1項(通算制度の開始等に伴うリース譲渡に係る収益

改 正 前

(註) 法第63条第2項の規定の適用についても同様とする。

(対価の額又は原価の額に異動があった場合の調整)

2-4-10 法第63条第1項(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度)の規定(法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合の法第63条第1項の規定を含む。)によりその収益の額及び費用の額の計上につき延払基準の方法を適用しているリース譲渡に係る対価の額又は原価の額につきその後値増し、値引き等があったため当該リース譲渡に係る対価の額又は原価の額に異動を生じた場合には、その異動を生じた日の属する事業年度(以下2-4-10において「異動事業年度」という。)以後の各事業年度における当該対価の額又は原価の額に係る延払基準の方法の適用については、その異動後の対価の額又は原価の額(異動事業年度前の各事業年度において計上した部分の金額を除く。)及び異動事業年度開始の日以後に受けるべきリース料の額の合計額を基礎として2-4-9によりその計算を行うものとする。ただし、法人が、その値増し、値引き等に係る金額をこれらの事実の生じた日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入するとともに、延払基準の方法についてはその異動前の契約に基づいてその計算を行うこととしているときは、これを認める。

法第63条第2項の規定の適用についても同様とする。

(註) 本文の「異動を生じた日の属する事業年度」及び「異動事業年度前の各事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。

2-4-11 削除

改 正 後	改 正 前
<p><u>及び費用の処理に関する規定の不適用)に規定する繰延長期割賦損益額が1,000万円に満たないかどうかの判定については、12の7-2-7(2)(譲渡損益調整額等が1,000万円以上であるかどうかの判定単位等)の取扱いを準用する。</u></p> <p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16 長期大規模工事に該当する工事について、請負の対価の額の減額や工事期間の短縮があったこと等により、その着工事業年度後の事業年度において長期大規模工事に該当しないこととなった場合であって、その工事について工事進行基準の適用をしないこととしたときであっても、その適用しないこととした事業年度前の各事業年度において計上した当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額を既往に遡って修正することはしないのであるから留意する。</p>	<p>(長期大規模工事に該当しないこととなった場合の取扱い)</p> <p>2-4-16 長期大規模工事に該当する工事について、請負の対価の額の減額や工事期間の短縮があったこと等により、その着工事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>後の事業年度において長期大規模工事に該当しないこととなった場合であって、その工事について工事進行基準の適用をしないこととしたときであっても、その適用しないこととした事業年度前の各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>において計上した当該工事の請負に係る収益の額及び費用の額を既往に遡って修正することはしないのであるから留意する。</p>

十一 受取配当等の益金不算入

改 正 後	改 正 前
<p>第1節 受取配当等の<u>益金不算入</u></p>	<p>第1節 受取配当等の<u>金額</u></p>
<p>(名義書換え失念株の配当)</p> <p>3-1-2 法人が、その有する株式を譲渡した場合において、その名義書換えが行われなかったため、当該譲渡した株式に係る剰余金の配当(法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入))に規定する剰余金の配当をいう。以下</p>	<p>(名義書換え失念株の配当)</p> <p>3-1-2 法人が、その有する株式を譲渡した場合において、その名義書換えが行われなかったため、当該譲渡した株式に係る剰余金の配当(法第23条第1項第1号(受取配当等の益金不算入))に規定する剰余金の配当をいう。以下</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3-1-2において同じ。)の額(当該譲渡後にその<u>剰余金の配当の同条第2項第1号に規定する基準日が到来するものに限る。</u>)を受けたときは、当該剰余金の配当の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて同条の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後その支払に係る基準日までの間に譲渡した株式について剰余金の配当の額を受けたときは、この限りでない。</p> <p><u>(支払利子等の額の範囲)</u></p> <p>3-1-3 <u>令第19条第2項(関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額)に規定する支払利子等の額(以下この節において「支払利子等の額」という。)には、次に掲げるような金額を含むことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額(手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、手形売却損として帳簿上計上していない部分の金額を含む。)</u></p> <p>(2) <u>買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p> <p>(3) <u>従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子の額</u></p> <p>(4) <u>金融機関の預金利息の額及び給付補填備金繰入額(給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。)</u></p> <p>(5) <u>相互会社の支払う基金利息の額</u></p> <p>(6) <u>相互掛金契約により給付を受けた金額が掛け込むべき金額の合計額に満たない場合のその差額に相当する金額</u></p> <p>(7) <u>信用事業を営む協同組合等が支出する事業分量配当のうちその協同組合等が受け入れる預貯金(定期積金を含む。)の額に応じて分配するものの額</u></p>	<p>3-1-2において同じ。)の額(当該譲渡後にその<u>支払に係る基準日が到来するものに限る。</u>)を受けたときは、当該剰余金の配当の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて同条の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後その支払に係る基準日までの間に譲渡した株式について剰余金の配当の額を受けたときは、この限りでない。</p> <p>3-1-3 <u>削 除</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(利子税の額又は延滞金の額)</u></p> <p><u>3-1-3 の 2 利子税の額又は地方税の延滞金の額については、法人がこれらの金額を支払子等の額に含めないで計算した場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額)</u></p> <p><u>3-1-3 の 3 割賦販売契約又は延払条件付譲渡契約（これらに類する契約を含む。）によって購入した資産に係る割賦期間分の利息に相当する金額については、法人がこれを当該資産の取得価額に含めないこととした場合に限り、支払子等の額に含めるものとする。</u></p> <p><u>④ 法第 64 条の 2 第 1 項《リース取引に係る所得の金額の計算》に規定するリース資産について、賃借人がリース料の額の合計額のうち利息相当額をその取得価額に含めないこととしている場合の当該利息相当額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(売上割引料の額)</u></p> <p><u>3-1-3 の 4 売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日にその支払を受けたことにより支払う売上割引料の額は、支払子等の額に該当しないものとする。</u></p> <p><u>(輸入決済手形借入金利息の額)</u></p> <p><u>3-1-3 の 5 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息の額は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、支払子等の額に該当する。この場合において、当該委託者がその負担する利息相当額を当該委託買付契約により取得した資産の取得価</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>額に算入しているときは、当該委託者においては、当該利息相当額は支払利子等の額に含めないことができる。</u></p> <p><u>(原価に算入した負債の利子の額)</u></p> <p><u>3-1-3の6 固定資産その他の資産の取得価額に算入した負債の利子の額又は繰延資産として経理した負債の利子の額であっても、当該事業年度において支払ったものは、令第19条第2項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》に規定する「当該適用事業年度に係る支払利子等の額」に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>④ 令第136条の2第1項《金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入》に規定する満たない部分の金額については、同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき金額を「当該適用事業年度に係る支払利子等の額」に含める。</u></p> <p><u>(通算法人に係る償還差損の額の計算)</u></p> <p><u>3-1-3の7 法人の当該事業年度における支払利子等の額のうち令第19条第2項《関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額》に規定する「第136条の2第1項（金銭債務の償還差損益）に規定する満たない部分の金額」（以下3-1-3の7において「償還差損の額」という。）がある場合で、当該償還差損の額に係る金銭債権の一部を令第19条第4項の他の通算法人が有しているとき及び当該事業年度のうち一部の期間について当該他の通算法人が当該償還差損の額に係る金銭債権を有しているときの当該償還差損の額に係る同項の規定により支払利子等の額から除かれる当該他の通算法人に対するものの額は、令第136条の2第1項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額のうち当該他の通算法人が当該事業年度の期</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>間内において有していた金銭債権の額及びその有していた期間に対応する額として計算した金額によるものとする。</u></p> <p>(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期保有株式等の判定)</p> <p>3-1-4 新株予約権付社債に係る新株予約権を行使して株式を取得した場合における法第23条第2項(受取配当等の益金不算入)に規定する「<u>内国法人が……1月以内に取得し、かつ、……2月以内に譲渡した場合におけるその譲渡した株式等</u>」の判定に当たって、株式を同項に規定する配当等の額に係る同項に規定する基準日等(以下3-1-7の4までにおいて「<u>基準日等</u>」という。)以前1月以内に取得したかどうかは、当該行使のあった日によらないで、新株予約権付社債を取得した日によって判定するものとする。</p> <p><u>令第20条第1項第1号(益金に算入される配当等の元本である株式等)</u>に規定する「<u>当該基準日等後2月以内</u>」に新株予約権付社債につき新株予約権の行使があった場合における当該行使に係る<u>法第23条第2項に規定する「配当等の額(……)の元本である株式等</u>」の取得の時期の判定についても、同様とする。</p> <p>3-1-5 <u>削 除</u></p>	<p>(新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期保有株式等の判定)</p> <p>3-1-4 新株予約権付社債に係る新株予約権を行使して株式を取得した場合における法第23条第2項(短期保有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用)に規定する<u>株式等の判定に当たって、株式を配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したかどうかは、当該行使のあった日によらないで、新株予約権付社債を取得した日によって判定するものとする。</u></p> <p><u>令第19条第1項第1号(益金に算入される配当等の元本である株式等)</u>に規定する「<u>当該基準日後2月以内</u>」に新株予約権付社債につき新株予約権の行使があった場合における当該行使に係る<u>株式等(法第23条第1項(受取配当等の益金不算入)に規定する株式等をいう。以下3-2-12までにおいて同じ。)</u>の取得の時期の判定についても、同様とする。</p> <p><u>(短期保有株式等に該当するかどうかの判定)</u></p> <p>3-1-5 法第23条第2項(短期保有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用)に規定する「<u>内国法人が……支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後2月以内に譲渡した場合</u>」には、例えば、配当等の額を受ける法人(連結法人に限る。)がその配当等の額の元本である株式等をその支払に係る基準日以前1月以内に取得した事実及び当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した事実はないものの当該法人と連結完全支配関係がある連結法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>配当等の額に係る配当等</u>がその効力を生ずる日)</p> <p>3-1-7 <u>令第20条第2項</u>(<u>益金に算入される配当等の元本である株式等</u>)に規定する「<u>配当等の額に係る配当等</u> (……) がその効力を生ずる日 (……)」とは、2-1-27(<u>剰余金の配当等の帰属の時期</u>)の(1)から(4)までに定める日をいうことに留意する。</p> <p>また、<u>令第22条第1項</u>(<u>関連法人株式等の範囲</u>)に規定する「<u>配当等の額に係る配当等</u>がその効力を生ずる日」、<u>令第22条の2第1項</u>(<u>完全子法人株式等の範囲</u>)に規定する「<u>金額に係る効力発生日</u>」及び<u>同条第3項</u>(<u>完全子法人株式等の範囲</u>)に規定する「<u>配当等の額に係る効力発生日</u>」並びに<u>令第22条の3第1項</u>(<u>非支配目的株式等の範囲</u>)に規定する「<u>その効力発生日</u>」とは、2-1-27の(1)から(3)まで又は(5)に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(<u>関連法人株式等の判定</u>)</p> <p>3-1-7の2 法人が取得をした<u>令第22条第1項</u>(<u>関連法人株式等の範囲</u>)の他の内国法人の株式等(<u>法第23条第1項</u>(<u>受取配当等の益金不算入</u>))に規定する株式等をいう。以下3-1-9までにおいて同じ。)について、<u>当該株式等に係る令第22条第1項の「配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日</u> (……) からその受ける配当等の額に係る基準日等 (……) まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取得した日は、例えば、株式等の取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ次に定める日となることに留意する。</p>	<p><u>人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等をその支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、当該連結法人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した場合が含まれることに留意する。</u></p> <p>(<u>配当等の額の支払に係る効力</u>が生ずる日)</p> <p>3-1-7 <u>令第19条第2項</u>(<u>益金に算入される配当等の元本である株式等</u>)に規定する「<u>配当等の額の支払に係る効力</u>が生ずる日」とは、2-1-27(<u>剰余金の配当等の帰属の時期</u>)の(1)から(4)までに定める日をいうことに留意する。</p> <p>また、<u>令第22条の2第3項</u>(<u>完全子法人株式等の範囲</u>)に規定する「<u>配当等の額の支払に係る効力</u>が生ずる日」とは、2-1-27の(1)から(3)まで又は(5)に定める日をいうことに留意する。</p> <p>(<u>関連法人株式等の判定</u>)</p> <p>3-1-7の2 法人が取得をした<u>令第22条の3第1項</u>(<u>関連法人株式等の範囲</u>)の他の内国法人の株式等を同項の計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有しているかどうかを判定する場合における当該株式等を取 得した日は、例えば、株式等の取得の原因が次に掲げるものであるときには、それぞれ次に定める日となることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) ……………</p> <p>(2) 1-4-1(組織再編成の日)に規定する組織再編成(令第22条第3項の規定の適用を受けるものを除く。) 同通達で定める組織再編成の日</p> <p>(計算期間の初日から末日まで引き続き有していない株式等に係る関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の3 法第23条第4項(受取配当等の益金不算入)に規定する「関連法人株式等」に係る配当等(以下3-1-7の4までにおいて「関連法人株式等に係る配当等」という。)とは、他の同一法人に係る株式等の保有が令第22条第1項及び第3項(関連法人株式等の範囲)に規定する要件を満たしている場合の当該他の同一法人の株式等に係る配当等をいうのであるから、法人が有する他の同一法人の株式等の一部につき計算期間(同条第1項の「配当等の基準日等の翌日……からその受ける配当等の額に係る基準日等……まで」の期間をいう。)の初日から末日まで引き続き有していないものがある場合であっても、当該他の同一法人の株式等の他の部分の保有が同条第1項及び第3項に規定する要件を満たすときは、当該他の同一法人の株式等に係る配当等の全てが関連法人株式等に係る配当等に該当することに留意する。</p> <p>(配当等の額の支払に係る基準日が2以上ある場合の関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 法人が支払を受けた他の同一法人の発行する株式等に係る配当等が当該事業年度に2以上ある場合において、当該配当等が関連法人株式等に係る配当等に該当するかどうかは、それぞれの配当等の額に係る基準日等において当該法人の有する株式等に基づいて判定することに留意する。</p>	<p>(1) ……………</p> <p>(2) 1-4-1(組織再編成の日)に規定する組織再編成(令第22条の3第3項の規定の適用を受けるものを除く。) 同通達で定める組織再編成の日</p> <p>(計算期間の初日から末日まで引き続き有していない株式等に係る関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の3 法第23条第6項(受取配当等の益金不算入)に規定する「関連法人株式等」に係る配当等(以下3-1-7の4までにおいて「関連法人株式等に係る配当等」という。)とは、他の同一法人に係る株式等の保有が令第22条の3第1項及び第3項(関連法人株式等の範囲)に規定する要件を満たしている場合の当該他の同一法人の株式等に係る配当等をいうのであるから、法人が有する他の同一法人の株式等の一部につき同条第1項に規定する計算期間の初日から当該計算期間の末日まで引き続き有していないものがある場合であっても、当該他の同一法人の株式等の他の部分の保有が同項及び同条第3項に規定する要件を満たすときは、当該他の同一法人の株式等に係る配当等の全てが関連法人株式等に係る配当等に該当することに留意する。</p> <p>(配当等の額の支払に係る基準日が2以上ある場合の関連法人株式等の判定)</p> <p>3-1-7の4 法人が支払を受けた他の同一法人の発行する株式等に係る配当等が当該事業年度に2以上ある場合において、当該配当等が関連法人株式等に係る配当等に該当するかどうかは、それぞれの配当等の額の支払に係る基準日において当該法人の有する株式等に基づいて判定することに留意する。</p> <p>(注) 法人が次に掲げる事由により法第24条(配当等の額とみなす金額)の規定に基づきみなし配当の金額を計算する場合には、本文の「基準日」は、それ</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>ぞれ次の日となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>令第4条の3第2項第1号(適格合併の要件)に規定する無対価合併で同項第2号ロに掲げる関係があるもの 当該無対価合併に係る2-1-27(剰余金の配当等の帰属の時期)の(5)イに定める日</u></p> <p>(2) <u>同条第6項第1号イ(適格分割の要件)に規定する無対価分割に該当する分割型分割で同項第2号イ(2)に掲げる関係があるもの 当該無対価分割に係る2-1-27の(5)ロに定める日</u></p>

十二 削 除

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第2節 <u>削 除</u></p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p style="text-align: center;">第2節 <u>負債の利子の計算</u></p> <p style="text-align: center;">第1款 <u>支払利子</u></p> <p><u>(支払利子の範囲)</u></p> <p><u>3-2-1 法第23条第4項(負債利子の控除)に規定する「支払う負債の利子」には、次に掲げるようなものを含むことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額(手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、手形売却損として帳簿上計上していない部分を含む。)</u></p> <p>(2) <u>買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料を負担したときにおけるその負担した割引料相当額</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(3) <u>従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子</u></p> <p>(4) <u>金融機関の預金利息及び給付補填備金繰入額（給付補填備金繰入額に準ずる繰入額を含む。）</u></p> <p>(5) <u>相互会社の支払う基金利息</u></p> <p>(6) <u>相互掛金契約により給付を受けた金額が掛け込むべき金額の合計額に満たない場合のその差額に相当する金額</u></p> <p>(7) <u>信用事業を営む協同組合等が支出する事業分量配当のうちその協同組合等が受け入れる預貯金（定期積金を含む。）の額に応じて分配するもの</u></p> <p>(廃 止) <u>（利子税又は延滞金）</u></p> <p><u>3－2－2 利子税又は地方税の延滞金については、法人がこれらを法第23条第4項（負債利子の控除）に規定する「支払う負債の利子」に含めないで計算した場合には、これを認める。</u></p> <p>(廃 止) <u>（割賦購入資産等の取得価額に算入しない利息相当額）</u></p> <p><u>3－2－3 割賦販売契約又は延払条件付譲渡契約（これらに類する契約を含む。）によって購入した資産に係る割賦期間分の利息に相当する金額については、法人がこれを当該資産の取得価額に含めないこととした場合に限り、法第23条第4項（負債利子の控除）に規定する「支払う負債の利子」に含めるものとする。</u></p> <p><u>㊦ 法第64条の2第1項（リース取引に係る所得の金額の計算）に規定するリース資産について、賃借人がリース料の額の合計額のうち利息相当額をその取得価額に含めないこととしている場合の当該利息相当額についても、同様とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(売上割引料)</u></p> <p><u>3-2-3 の 2 売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日にその支払を受けたことにより支払う売上割引料は、法第 23 条第 4 項(負債利子の控除)に規定する「支払う負債の利子」に該当しないものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(輸入決済手形借入金利息)</u></p> <p><u>3-2-4 貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、法第 23 条第 4 項(負債利子の控除)に規定する「支払う負債の利子」に該当する。この場合において、当該委託者がその負担する利息相当額を当該委託買付契約により取得した資産の取得価額に算入しているときは、当該委託者においては、当該利息相当額は同項に規定する「支払う負債の利子」の額に含めないことができる。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(原価に算入した負債の利子)</u></p> <p><u>3-2-4 の 2 固定資産その他の資産の取得価額に算入した負債の利子又は繰延資産として経理した負債の利子であっても、当該事業年度において支払ったものは、法第 23 条第 4 項(負債利子の控除)に規定する「当該事業年度において支払う負債の利子」に含まれることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 令第 136 条の 2 第 1 項(金銭債務に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額については、同項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき金額を「当該事業年度において支払う負債の利子」に含める。</u></p>
(廃 止)	<p align="center">第 2 款 控除する負債の利子の計算</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(総資産の帳簿価額の計算)</u></p> <p><u>3-2-5 令第22条第1項第1号(総資産の帳簿価額)に規定する総資産の帳簿価額(以下3-2-7までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。</u></p> <p>(1) <u>支払承諾見返勘定又は保証債務見返勘定のように単なる対照勘定として貸借対照表の資産及び負債の部に両建経理されている金額がある場合には、当該資産の部に経理されている金額は、総資産の帳簿価額から控除する。</u></p> <p>(2) <u>貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている等の場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(3) <u>退職給付信託における信託財産の額が、退職給付引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている等の場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(4) <u>貸借対照表に計上されている返品債権特別勘定の金額(売掛金から控除する方法により計上されているものを含む。)がある場合には、これらの金額を控除した残額を売掛金の帳簿価額とする。</u></p> <p>(5) <u>貸倒損失が金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合には、これを控除した残額を金銭債権の帳簿価額とする。</u></p> <p>(6) <u>貸借対照表に計上されている補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定の金額がある場合には、これらの金額を控除した残額を当該補修用部品在庫調整勘定又は単行本在庫調整勘定に係る棚卸資産の帳簿価額とする。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(積立金として積み立てている金額の意義)</u></p> <p><u>3-2-5 の 2 令第 22 条第 1 項第 1 号イ(株式等に係る負債の利子の額)に規定する積立金として積み立てている金額とは、当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法のほか、その決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により経理した金額をいうことに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)</u></p> <p><u>3-2-6 法人が税効果会計を適用している場合において、貸借対照表に計上されている繰延税金資産の額があるときは、当該繰延税金資産の額は、総資産の帳簿価額に含まれることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)</u></p> <p><u>3-2-7 法人が税効果会計を適用している場合には、総資産の帳簿価額から控除する剰余金の処分により積み立てている圧縮積立金又は特別償却準備金の金額は、貸借対照表に計上されている圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定の金額とこれらの勘定に係る繰延税金負債の額との合計額となることに留意する。</u></p> <p><u>④ 当該繰延税金負債が繰延税金資産と相殺されて貸借対照表に計上されている場合には、その相殺後の残額となることに留意する。この場合、その相殺については、圧縮積立金勘定又は特別償却準備金勘定に係る繰延税金負債の額が繰延税金資産の額とまず相殺されたものとして取り扱って差し支えない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(あん分計算の基礎となる株式等の範囲)</u></p> <p><u>3-2-8 令第 22 条第 1 項第 2 号(関連法人株式等の帳簿価額)に規定する「期末関連法人株式等」には、配当等の有無にかかわらず全てのものが含まれることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>3-2-9 削 除</u></p>
(廃 止)	<p><u>(連結法人に係る償還差損の計算)</u></p> <p><u>3-2-10 法人の当該事業年度において支払う負債の利子が令第 21 条第 1 項(負債の利子に準ずるもの)に規定する「第 136 条の 2 第 1 項(金銭債権に係る債務者の償還差益又は償還差損の益金又は損金算入)に規定する満たない部分の金額」(以下 3-2-10 において「償還差損」という。)である場合で、当該償還差損に係る金銭債権の一部を法第 23 条第 4 項(負債の利子の控除)に規定する連結法人が有しているときの同項の規定により負債の利子から除かれる償還差損の額は、令第 136 条の 2 第 1 項の規定により当該事業年度の損金の額に算入すべき償還差損の額のうち当該連結法人が当該事業年度の期間内において有していた金銭債権の額及びその有していた期間に対応する額として計算した金額によるものとする。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(連結法人間の負債利子の元本たる負債の額)</u></p> <p><u>3-2-11 令第 22 条第 1 項第 1 号ニ(総資産の帳簿価額)に規定する「負債の利子の元本である負債の額」には、当該事業年度において利払期が到来しない等のため利子の支払がない負債であっても、その利子が法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に支払う負債の利子に該当するときは、その負債の額が含まれることに留意する。</u></p>

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(株式等に係る負債の利子の簡便計算)</u></p> <p><u>3-2-12 令第22条第4項(株式等に係る負債の利子の簡便計算)の規定を適用する場合において、法人の平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度(以下この款において「基準年度」という。)のうちに株式等を有していなかったため配当等の額から控除すべき負債の利子の額がない事業年度があるときは、当該控除すべき負債の利子の額のない事業年度の負債の利子の額は、同項に規定する割合の計算上これに関係させないものとする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(負債利子控除割合の計算)</u></p> <p><u>3-2-13 令第22条第4項(株式等に係る負債の利子の簡便計算)に規定する割合(以下3-2-14において「負債利子控除割合」という。)は、基準年度について同条第1項(株式等に係る負債の利子の総資産の帳簿価額による計算)により計算した額を基礎として計算することに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(合併の場合の基準年度)</u></p> <p><u>3-2-14 法人を合併法人とする適格合併が行われている場合における負債利子控除割合の計算について、合併法人と被合併法人の事業年度が異なっているときであっても、その計算の基礎となる被合併法人に係る基準年度は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する被合併法人の各事業年度となることに留意する。</u></p>

十三 外国子会社から受ける配当等の益金不算入

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="421 225 972 248">第3節 外国子会社から受ける配当等の<u>益金不算入</u></p> <p data-bbox="1021 323 1111 347">(廃 止)</p> <p data-bbox="275 719 1003 743"><u>(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)</u></p> <p data-bbox="262 770 1126 1042">3-3-1 <u>通算法人が令第22条の4第1項(外国子会社の要件等)の剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続しているかどうかを判定する場合において、同項第1号の通算法人である内国法人と同号の他の通算法人との間に当該剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月の期間(以下3-3-3において「株式保有期間」という。)、通算完全支配関係が継続していたかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1021 1117 1111 1141">(廃 止)</p>	<p data-bbox="1397 225 1805 248">第3節 外国子会社から受ける配当等</p> <p data-bbox="1182 323 1910 347"><u>(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)</u></p> <p data-bbox="1169 375 2033 646">3-3-1 <u>単体申告を行う連結法人が、令第22条の4第1項(外国子会社の要件等)の剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続しているかどうかを判定する場合において、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月の期間(以下3-3-3において「株式保有期間」という。)継続して連結法人であったかどうかは問わないことに留意する。</u></p> <p data-bbox="1182 719 1272 743">(新 設)</p> <p data-bbox="1182 1117 1720 1141"><u>(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)</u></p> <p data-bbox="1169 1168 2033 1439">3-3-3 <u>内国法人(連結法人に限る。)に係る外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約の二重課税排除条項(令第22条の4第7項(外国子会社の要件等))に規定する「二重課税排除条項」をいう。以下3-3-3において同じ。)により当該外国法人の法第23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に規定する発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に係る保有割合が軽減</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)</u></p> <p><u>3-3-3 通算法人に係る法第23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等の益金不算入)に規定する外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約の二重課税排除条項(令第22条の4第7項(外国子会社の要件等)に規定する「二重課税排除条項」をいう。以下3-3-3において同じ。)により当該外国法人の法第23条の2第1項に規定する発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額に係る保有割合が軽減されている相手国の外国法人である場合には、当該通算法人及び他の通算法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該通算法人が当該租税条約の二重課税排除条項に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて保有するときは、当該通算法人については同項の規定の適用があることに留意する。</u></p>	<p><u>されている相手国の外国法人である場合には、当該内国法人及び当該内国法人との間に連結完全支配関係を有する連結法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該内国法人が当該租税条約の二重課税排除条項に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて有するときは、当該内国法人については同項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(新 設)</p>

十四 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(取得後の事業年度において購入代価が確定した場合の調整)</p> <p>5-1-2 棚卸資産を取得した日の属する事業年度においてその購入の代価が確定していないため見積価額で棚卸資産の取得価額を計算している場合において、その後の事業年度において購入の代価が確定したときは、その確定した金額と見積価額との差額に相当する金額は、その確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、その差額が多額である場合には、その差額については、原価差額の調整方法に準じて調整する。</p>	<p>(取得後の事業年度において購入代価が確定した場合の調整)</p> <p>5-1-2 棚卸資産を取得した日の属する事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>においてその購入の代価が確定していないため見積価額で棚卸資産の取得価額を計算している場合において、その後の事業年度において購入の代価が確定したときは、その確定した金額と見積価額との差額に相当する金額は、その確定した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、その差額が多額である場合には、その差額については、原価差額の調整方法に準じて調整する。</p>

十五 原価差額の調整

改 正 後	改 正 前
<p>(原価差額の調整期間)</p> <p>5-3-2の2 事業年度が1年である法人の原価差額の調整は、継続適用を条件に、各事業年度を当該事業年度開始の日から<u>中間期間</u>終了の日までの期間(以下「上期」という。)と<u>中間期間</u>終了の日の翌日から確定事業年度(当該<u>中間期間</u>を含む事業年度をいう。以下同じ。)終了の日までの期間(以下「下期」という。)とに区分し、それぞれの期間について行うことができる。この場合、5-3-3及び5-3-4の適用に当たっては、上期及び下期のそれぞれの期間ごとに、その期間に発生した原価差額によりその調整の要否を判定することに留意する。</p> <p>(原価差額を一括調整した場合の翌期の処理)</p>	<p>(原価差額の調整期間)</p> <p>5-3-2の2 事業年度が1年である法人の原価差額の調整は、継続適用を条件に、各事業年度を当該事業年度開始の日から<u>中間事業年度</u>終了の日までの期間(以下「上期」という。)と<u>中間事業年度</u>終了の日の翌日から確定事業年度(当該<u>中間事業年度</u>を含む事業年度をいう。以下同じ。)終了の日までの期間(以下「下期」という。)とに区分し、それぞれの期間について行うことができる。この場合、5-3-3及び5-3-4の適用に当たっては、上期及び下期のそれぞれの期間ごとに、その期間に発生した原価差額によりその調整の要否を判定することに留意する。</p> <p>(原価差額を一括調整した場合の翌期の処理)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>5-3-7 法人が原価差額を個々の棚卸資産に配賦しないで一括して処理している場合には、その一括して処理している金額は、翌事業年度の損金の額に算入することができる。</p>	<p>5-3-7 法人が原価差額を個々の棚卸資産に配賦しないで一括して処理している場合には、その一括して処理している金額は、翌事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の損金の額に算入することができる。</p>

十六 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p><u>(一時的に貸付けの用に供した減価償却資産)</u></p> <p><u>7-1-11 の 2 令第 133 条(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)又は第 133 条の 2 (一括償却資産の損金算入)の規定の適用上、法人が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産がこれらの規定に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(主要な事業として行われる貸付けの例示)</u></p> <p><u>7-1-11 の 3 規則第 27 条の 17(少額の減価償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定)(規則第 27 条の 17 の 2 (一括償却資産の主要な事業として行う貸付けの判定)において準用する場合を含む。以下 7-1-11 の 3 において同じ。)の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。</u></p> <p>(1) 規則第 27 条の 17 第 1 項第 1 号に掲げる貸付け <u>企業グループ内の各法人</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>の営む事業の管理運営を行っている法人が当該各法人で事業の用に供する減価償却資産の調達を一括して行い、当該企業グループ内の他の法人に対してその調達した減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に掲げる貸付け 法人が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(3) <u>同項第3号に掲げる貸付け 小売業を営む法人がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p>(4) <u>同項第4号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む法人がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為</u></p> <p><u>(註) 本文の(1)から(4)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、令第133条第1項(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)又は第133条の2第1項(一括償却資産の損金算入)に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当しないことに留意する。</u></p> <p>(使用可能期間が1年未満の減価償却資産の範囲)</p> <p>7-1-12 <u>令第133条第1項(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)の使用可能期間が1年未満である減価償却資産とは、法人の属する業種(例えば、紡績業、鉄鋼業、建設業等の業種)において種類等を同じくする減価償却資産の使用状況、補充状況等を勘案して一般的に消耗性のものとして認識されている減価償却資産で、その法人の平均的な使用状況、補充状況等からみてその使用可能期間が1年未満であるものをいう。この場合において、種類等を同じくする減価償却資産のうちに材質、型式、性能等が著しく異なるため、その使用状況、補充状況等も著しく異なるものがあるときは、当該材質、型式、性能等</u></p>	<p>(使用可能期間が1年未満の減価償却資産の範囲)</p> <p>7-1-12 <u>令第133条(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)の使用可能期間が1年未満である減価償却資産とは、法人の属する業種(例えば、紡績業、鉄鋼業、建設業等の業種)において種類等を同じくする減価償却資産の使用状況、補充状況等を勘案して一般的に消耗性のものとして認識されている減価償却資産で、その法人の平均的な使用状況、補充状況等からみてその使用可能期間が1年未満であるものをいう。この場合において、種類等を同じくする減価償却資産のうちに材質、型式、性能等が著しく異なるため、その使用状況、補充状況等も著しく異なるものがあるときは、当該材質、型式、性能等の異な</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>の異なるものごとに判定することができる。</p> <p>(注)</p> <p>(一括償却資産につき減失等があった場合の取扱い)</p> <p>7-1-13 法人が令第 133 条の 2 第 1 項(一括償却資産の損金算入)に規定する一括償却資産につき同項の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度後の各事業年度においてその全部又は一部につき減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度においてその一括償却資産につき損金の額に算入される金額は、同項の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額となることに留意する。</p> <p>(注)</p>	<p>るものごとに判定することができる。</p> <p>(注)</p> <p>(一括償却資産につき減失等があった場合の取扱い)</p> <p>7-1-13 法人が令第 133 条の 2 第 1 項(一括償却資産の損金算入)に規定する一括償却資産につき同項の規定の適用を受けている場合には、その一括償却資産を事業の用に供した事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)後の各事業年度においてその全部又は一部につき減失、除却等の事実が生じたときであっても、当該各事業年度においてその一括償却資産につき損金の額に算入される金額は、同項の規定に従い計算される損金算入限度額に達するまでの金額となることに留意する。</p> <p>(注)</p>

十七 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前
<p>(残し等により埋め立てた土地の取得価額)</p> <p>7-3-11</p> <p>(1) 埋立工事中の各事業年度において支出した埋立費を埋立地の原価の額に算入し、その事業年度終了の日における原価の合計額が、その埋立地が同日に完成したものとした場合におけるその埋立地の価額を超えるに至った場合において、その事業年度において支出した埋立費の額のうち、その超える金額を損金の額に算入して計算した原価の額をその取得価額とする方法</p>	<p>(残し等により埋め立てた土地の取得価額)</p> <p>7-3-11</p> <p>(1) 埋立工事中の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)において支出した埋立費を埋立地の原価の額に算入し、その事業年度終了の日における原価の合計額が、その埋立地が同日に完成したものとした場合におけるその埋立地の価額を超えるに至った場合において、その事業年度において支出した埋立費の額のうち、その超える金額を損金の額に算入して計算した原価の額をその取得価額とする方法</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>(固定資産について値引き等があった場合)</p> <p>7-3-17 の 2</p> <p>④ 1</p> <p>2 当該固定資産についてその値引き等のあった日の属する事業年度の直前の事業年度から繰り越された特別償却不足額（特別償却準備金の積立不足額を含む。以下7-3-17の2において同じ。）があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。</p>	<p>(2)</p> <p>(固定資産について値引き等があった場合)</p> <p>7-3-17 の 2</p> <p>④ 1</p> <p>2 当該固定資産についてその値引き等のあった日の属する事業年度の直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から繰り越された特別償却不足額（特別償却準備金の積立不足額を含む。以下7-3-17の2において同じ。）があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその値引き等があったものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。</p>

十八 償却限度額等

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>中間期間</u>で増加償却を行った場合)</p> <p>7-4-6 法人が、<u>中間期間</u>において令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定により増加償却の適用を受けている場合であっても、確定事業年度においては、改めて当該事業年度を通じて増加償却割合を計算し、同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p>	<p>(<u>中間事業年度</u>で増加償却を行った場合)</p> <p>7-4-6 法人が、<u>中間事業年度</u>において令第60条（通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例）に規定により増加償却の適用を受けている場合であっても、確定事業年度においては、改めて当該事業年度を通じて増加償却割合を計算し、同条の規定を適用することに留意する。</p> <p>(適格合併等により引継ぎを受けた減価償却資産の償却)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>7-4-9 令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定の適用において、合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下7-4-9において同じ。)の当該事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達している減価償却資産には、適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下7-4-9において同じ。)により当該事業年度に移転を受けた減価償却資産のうち被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達しているものが含まれるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(<u>堅固な建物等の改良後の減価償却</u>)</p> <p>7-4-10 法人が令第61条の2第1項(<u>堅固な建物等の償却限度額の特例</u>)の規定による償却をしている減価償却資産について資本的支出をし、令第55条第2項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用した場合には、その後の償却限度額の計算は、次による。</p> <p>(1) 当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額以下となるときは、当該帳簿価額を基礎とし、新たにその時から使用不能となると認められる日までの期間を基礎とし適正に<u>見積もった</u>月数により計算する。</p> <p>(2)</p>	<p>7-4-9 令第61条第2項(減価償却資産の償却累積額による償却限度額の特例)の規定の適用において、合併法人等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下7-4-9において同じ。)の当該事業年度の前事業年度<u>又は前連結事業年度</u>までの各事業年度<u>又は各連結事業年度</u>においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達している減価償却資産には、適格合併等(適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいう。以下7-4-9において同じ。)により当該事業年度に移転を受けた減価償却資産のうち被合併法人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。)においてした償却の額の累積額が取得価額の95%相当額に達しているものが含まれるものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(<u>堅牢な建物等の改良後の減価償却</u>)</p> <p>7-4-10 法人が令第61条の2第1項(<u>堅牢な建物等の償却限度額の特例</u>)の規定による償却をしている減価償却資産について資本的支出をし、令第55条第2項(資本的支出の取得価額の特例)の規定を適用した場合には、その後の償却限度額の計算は、次による。</p> <p>(1) 当該資本的支出の金額を加算した後の帳簿価額が当該資本的支出の金額を加算した後の取得価額の5%相当額以下となるときは、当該帳簿価額を基礎とし、新たにその時から使用不能となると認められる日までの期間を基礎とし適正に<u>見積った</u>月数により計算する。</p> <p>(2)</p>

十九 償却費の損金経理

改 正 後	改 正 前
<p>(申告調整による償却費の損金算入)</p> <p>7-5-2</p> <p>(注) 贈与により取得した減価償却資産が、<u>令第133条第1項</u>(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)の規定によりその取得価額の全部を損金の額に算入することができるものである場合には、損金経理をしたものとする。</p>	<p>(申告調整による償却費の損金算入)</p> <p>7-5-2</p> <p>(注) 贈与により取得した減価償却資産が、<u>令第133条</u>(少額の減価償却資産の取得価額の損金算入)の規定によりその取得価額の全部を損金の額に算入することができるものである場合には、損金経理をしたものとする。</p>

二十 特殊な資産についての償却計算

改 正 後	改 正 前
<p>(転用後の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-13 牛、馬、綿羊及びやぎを耐用年数省令別表第四に掲げる一の用途から他の用途に転用した場合の転用後の償却限度額は、その転用した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日の帳簿価額を取得価額とし、転用後の残存使用可能期間に応ずる償却率により計算する。この場合において、その残存使用可能期間が明らかでないときは、牛については8年、馬については10年、綿羊及びやぎについては6年からそれぞれの転用の時までの満年齢(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数をその残存使用可能期間とするものとする。</p>	<p>(転用後の償却限度額の計算)</p> <p>7-6-13 牛、馬、綿羊及びやぎを耐用年数省令別表第四に掲げる一の用途から他の用途に転用した場合の転用後の償却限度額は、その転用した日の属する事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の翌事業年度開始の日の帳簿価額を取得価額とし、転用後の残存使用可能期間に応ずる償却率により計算する。この場合において、その残存使用可能期間が明らかでないときは、牛については8年、馬については10年、綿羊及びやぎについては6年からそれぞれの転用の時までの満年齢(1年未満の端数は切り捨てる。)を控除した年数をその残存使用可能期間とするものとする。</p>

二十一 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(償却額の配賦がされている場合等の除却価額の計算の特例)</p> <p>7-7-5 法人が各事業年度において計上した総合償却資産の償却費の額を、</p>	<p>(償却額の配賦がされている場合等の除却価額の計算の特例)</p> <p>7-7-5 法人が各事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合に</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>それに含まれる個々の資産に合理的基準に基づいて配賦している場合（7-7-3又は7-7-4の取扱いによっていた法人が当該事業年度において個々の資産に合理的基準に基づいて配賦した場合を含む。）に、その帳簿価額を基礎として当該個々の資産の除却等による損益の計算をしているときには、これを認める。</p> <p>⑥</p>	<p>は、<u>当該連結事業年度</u>）において計上した総合償却資産の償却費の額を、それに含まれる個々の資産に合理的基準に基づいて配賦している場合（7-7-3又は7-7-4の取扱いによっていた法人が当該事業年度において個々の資産に合理的基準に基づいて配賦した場合を含む。）に、その帳簿価額を基礎として当該個々の資産の除却等による損益の計算をしているときには、これを認める。</p> <p>⑥</p>
<p>（取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額）</p> <p>7-7-7</p> <p>⑥ 当該少額の減価償却資産等のうちその除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じくするもの（以下7-7-7において「少額多量保有資産」という。）の前事業年度終了の時（以下7-7-7において「基準時」という。）における帳簿価額からその除却等に係る少額多量保有資産の本文の取扱いによった帳簿価額を控除した残額が、次に掲げる算式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を当該事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。</p> <p>.....</p>	<p>（取得価額等が明らかでない少額の減価償却資産等の除却価額）</p> <p>7-7-7</p> <p>⑥ 当該少額の減価償却資産等のうちその除却等をした資産と種類、構造又は用途及び細目を同じくするもの（以下7-7-7において「少額多量保有資産」という。）の前事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>終了の時（以下7-7-7において「基準時」という。）における帳簿価額からその除却等に係る少額多量保有資産の本文の取扱いによった帳簿価額を控除した残額が、次に掲げる算式により計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額を当該事業年度の損金の額に算入しているときは、これを認める。</p> <p>.....</p>
<p>（除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額）</p> <p>7-7-8 法人の有する少額の減価償却資産等が著しく多量であり、かつ、その相当部分が貸与されており、その貸与されているものの実在、除却等の状況を個別的に管理することができないため各事業年度において除却等をしたものの全部を確認することができない場合において、法人がその除却等の数量を</p>	<p>（除却数量が明らかでない貸与資産の除却価額）</p> <p>7-7-8 法人の有する少額の減価償却資産等が著しく多量であり、かつ、その相当部分が貸与されており、その貸与されているものの実在、除却等の状況を個別的に管理することができないため各事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>において除却等をしたものの全</p>

改 正 後	改 正 前
過去における実績を基礎とする等合理的な方法により推定し、その数量につき 7-7-7 により除却等による損益を計算しているときは、これを認める。	部を確認することができない場合において、法人がその除却等の数量を過去における実績を基礎とする等合理的な方法により推定し、その数量につき 7-7-7 により除却等による損益を計算しているときは、これを認める。

二十二 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p>(少額又は周期の短い費用の損金算入)</p> <p>7-8-3</p> <p>(1) その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が 2 以上の事業年度にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下 7-8-5 までにおいて同じ。）が 20 万円に満たない場合</p> <p>(2)</p> <p>④</p> <p>(形式基準による修繕費の判定)</p> <p>7-8-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>④1 前事業年度前の各事業年度において、令第 55 条第 4 項（資本的支出の取得価額の特例）の規定の適用を受けた場合における当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのでは</p>	<p>(少額又は周期の短い費用の損金算入)</p> <p>7-8-3</p> <p>(1) その一の修理、改良等のために要した費用の額（その一の修理、改良等が 2 以上の事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）にわたって行われるときは、各事業年度ごとに要した金額。以下 7-8-5 までにおいて同じ。）が 20 万円に満たない場合</p> <p>(2)</p> <p>④</p> <p>(形式基準による修繕費の判定)</p> <p>7-8-4</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>④1 前事業年度前の各事業年度（それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度）において、令第 55 条第 4 項（資本的支出の取得価額の特例）の規定の適用を受けた場合に</p>

改 正 後	改 正 前
<p>なく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産の取得価額との合計額をいうことに留意する。</p> <p>2</p>	<p>おける当該固定資産の取得価額とは、同項に規定する一の減価償却資産の取得価額をいうのではなく、同項に規定する旧減価償却資産の取得価額と追加償却資産の取得価額との合計額をいうことに留意する。</p> <p>2</p>

二十三 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(補修用部品在庫調整勘定の設定)</p> <p>9-1-6の2 法人が法令の規定、行政官庁の指導、業界の申合せ等に基づき製品の製造を中止した後一定期間保有することが必要と認められる当該製品に係る補修用の部品を相当数量一時に取得して保有する場合には、保有開始年度（その製品の製造を中止した事業年度の翌事業年度をいう。以下9-1-6の2において同じ。）以後の各事業年度において、当該事業年度終了の時ににおける補修用の部品の帳簿価額の合計額が次の算式により計算した金額を超えるときにおけるその超える部分の金額に相当する金額以下の金額を損金経理により補修用部品在庫調整勘定に繰り入れることができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>④1 算式の「保有開始年度開始の時ににおける補修用の部品の帳簿価額の合計額」は、保有開始年度以後の事業年度において取得した当該製品に係る補修用の部品がある場合には、その取得価額の合計額を加算した金額とする。</p> <p>2</p>	<p>(補修用部品在庫調整勘定の設定)</p> <p>9-1-6の2 法人が法令の規定、行政官庁の指導、業界の申合せ等に基づき製品の製造を中止した後一定期間保有することが必要と認められる当該製品に係る補修用の部品を相当数量一時に取得して保有する場合には、保有開始年度（その製品の製造を中止した事業年度の翌事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>をいう。以下9-1-6の2において同じ。）以後の各事業年度において、当該事業年度終了の時ににおける補修用の部品の帳簿価額の合計額が次の算式により計算した金額を超えるときにおけるその超える部分の金額に相当する金額以下の金額を損金経理により補修用部品在庫調整勘定に繰り入れることができるものとする。</p> <p>.....</p> <p>④1 算式の「保有開始年度開始の時ににおける補修用の部品の帳簿価額の合計額」は、保有開始年度以後の事業年度<u>（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）</u>において取得した当該製品に係る補修用の部品がある場合には、その取得価額の合計額を加算した金額とする。</p> <p>2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>3</p> <p>(補修用部品在庫調整勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-1-6の3 補修用部品在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(単行本在庫調整勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-1-6の9 単行本在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。</p> <p>(市場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)</p> <p>9-1-11 9-1-7《市場有価証券等の著しい価額の低下の判定》は、令第68条第1項第2号ロ《<u>資産の評価損の計上ができる事実</u>》に掲げる有価証券の価額が著しく低下したことの判定について準用する。</p> <p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p>	<p>3</p> <p>(補修用部品在庫調整勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-1-6の3 補修用部品在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> の益金の額に算入する。</p> <p>(単行本在庫調整勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-1-6の9 単行本在庫調整勘定の金額は、その繰入れをした事業年度の翌事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> の益金の額に算入する。</p> <p>(市場有価証券等以外の有価証券の著しい価額の低下の判定)</p> <p>9-1-11 9-1-7《市場有価証券等の著しい価額の低下の判定》は、令第68条第1項第2号ロ《<u>市場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実</u>》に掲げる有価証券の価額が著しく低下したことの判定について準用する。</p> <p>④ <u>法人の有する有価証券が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人の株式(出資を含む。)</u>である場合には、令第9条第2項第2号《<u>連結子法人株式の帳簿価額の修正事由</u>》に掲げる事由が生じたものとして同条第3項の規定により当該有価証券の帳簿価額の修正額の計算を行ったものとしたときに算出される金額をもって9-1-7に定める「その時の帳簿価額」とする。</p> <p>(帳簿価額が減額された場合における評価換えの直前の帳簿価額の意義)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>9-1-12の2 法人が受ける<u>令第119条の3第10項</u>（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する対象配当等の額に係る<u>同条第12項第3号</u>の基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について<u>同条第10項</u>の規定の適用を受けたときは、法第33条第2項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は<u>令第119条の3第10項</u>の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>㊸ 本文の取扱いは、<u>同条第5項、第9項及び第19項から第27項</u>までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>	<p>9-1-12の2 法人が受ける<u>令第119条の3第7項</u>（移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例）に規定する対象配当等の額に係る<u>同条第9項第3号</u>の基準時の属する日が当該事業年度終了の日である場合において、当該対象配当等の額について<u>同条第7項</u>の規定の適用を受けたときは、法第33条第2項（資産の評価損の損金不算入等）に規定する「評価換えの直前の当該資産の帳簿価額」は<u>令第119条の3第7項</u>の規定を適用した後の帳簿価額となることに留意する。</p> <p>㊸ 本文の取扱いは、<u>令第119条の3第5項、第6項及び第16項から第24項</u>までの規定の適用を受けた場合の帳簿価額についても、同様とする。</p>

二十四 役員給与等

改 正 後	改 正 前
<p>（有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲）</p> <p>9-2-17の3 法第34条第1項第3号イ（<u>役員給与の損金不算入</u>）の利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標には、有価証券報告書（同号イに規定する「有価証券報告書」をいう。以下9-2-17の4までにおいて同じ。）に記載される連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項（適用の一般原則）に規定する連結財務諸表をいう。以下9-2-17の3において同じ。）に記載されるべき金額等から算定される指標が含まれることに留意する。</p> <p>㊸ 同号に規定する同族会社が支給する業績連動給与に係る指標については、<u>規則第22条の3第7項</u>（<u>役員給与等</u>）に規定する完全支配関係法人の有価証券報告書に記載される連結財務諸表に記載されるべき金額等から算定さ</p>	<p>（有価証券報告書に記載されるべき金額等から算定される指標の範囲）</p> <p>9-2-17の3 法第34条第1項第3号イ（<u>損金の額に算入される業績連動給与</u>）の利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標又は売上高の状況を示す指標には、有価証券報告書（同号イに規定する「有価証券報告書」をいう。以下9-2-17の4までにおいて同じ。）に記載される連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第1項（適用の一般原則）に規定する連結財務諸表をいう。以下9-2-17の3において同じ。）に記載されるべき金額等から算定される指標が含まれることに留意する。</p> <p>㊸ 同号に規定する同族会社が支給する業績連動給与に係る指標については、<u>規則第22条の3第6項</u>（<u>損金の額に算入される業績連動給与</u>）に規定する完全支配関係法人の有価証券報告書に記載される連結財務諸表に記載される</p>

改 正 後	改 正 前
れる指標が含まれる。	べき金額等から算定される指標が含まれる。

二十五 寄附金

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">第5款 その他</p> <p><u>(優先出資を発行する協同組織金融機関の資本金の額及び資本準備金の額)</u></p> <p>9-4-6の5 優先出資 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2章《優先出資の発行》の規定に基づき発行される有価証券をいう。)を発行する同法第2条第1項(定義)に規定する協同組織金融機関に係る法第37条第1項及び第4項(寄附金の損金不算入)に規定する「<u>資本金の額及び資本準備金の額の合計額若しくは出資金の額</u>」については、当該協同組織金融機関の出資金の額によるのではなく、<u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第42条(資本金及び資本準備金)の規定による資本金の額及び資本準備金の額の合計額による</u>のであるから留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第5款 その他</p> <p>(新 設)</p>

二十六 租税公課等

改 正 後	改 正 前
<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 当該事業年度の直前の事業年度(以下9-5-2において「直前年度」という。)分の事業税及び特別法人事業税の額(9-5-1により直前年度の損金の額に算入される部分の金額を除く。以下9-5-2において同じ。)</p>	<p>(事業税及び特別法人事業税の損金算入の時期の特例)</p> <p>9-5-2 当該事業年度の直前の事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、<u>当該連結事業年度</u>。以下9-5-2において「直前年度」という。)分の事業税及び特別法人事業税の額(9-5-1により直前年度の損</p>

改 正 後	改 正 前
<p>については、9-5-1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定（以下9-5-2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得金額又は収入金額（地方税法第72条の2第1項第3号又は第4号（事業税の納税義務者等）に掲げる事業にあつては、所得金額及び収入金額）に同法第72条の24の7（法人の事業税の標準税率等）に係る標準税率を乗じて計算し、当該損金の額に算入する特別法人事業税の額は、直前年度の所得金額又は収入金額に同条に係る標準税率を乗じて得た金額に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条各号（税額の計算）に掲げる法人の区分に応じ当該各号の税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税及び特別法人事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び特別法人事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>④1</p> <p>事業税の額の計算上、<u>次に掲げる事業</u>については、所得金額に乗ずる標準税率は、<u>次に定める税率</u>による。</p>	<p>金の額に算入される部分の金額を除く。以下9-5-2において同じ。）については、9-5-1にかかわらず、当該事業年度終了の日までにその全部又は一部につき申告、更正又は決定（以下9-5-2において「申告等」という。）がされていない場合であっても、当該事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、当該事業年度の法人税について更正又は決定をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、直前年度の所得金額（<u>直前年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度の個別所得金額。以下9-5-2において同じ。</u>）又は収入金額（地方税法第72条の2第1項第3号（事業税の納税義務者等）に掲げる事業にあつては、所得金額及び収入金額）に同法第72条の24の7（法人の事業税の標準税率等）に係る標準税率を乗じて計算し、当該損金の額に算入する特別法人事業税の額は、直前年度の所得金額又は収入金額に同条に係る標準税率を乗じて得た金額に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第7条各号（税額の計算）に掲げる法人の区分に応じ当該各号の税率を乗じて計算するものとし、その後当該事業税及び特別法人事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税及び特別法人事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）の益金の額又は損金の額に算入する。</p> <p>④1 <u>個別所得金額とは、法第81条の18第1項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別所得金額をいう。</u></p> <p><u>2 事業税の額の計算上、地方税法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人については、所得金額に乗ずる標準税率は、同法第72条の24の7第1項第1号イの標準税率に同号ハに係る標準税率を加算して得た税率又は同条第4項第1号イの標準税率に同号ハの標準税率を加算して</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>同項第1号イに掲げる法人が行う同号に掲げる事業 地方税法第72条の24の7第1項第1号イの標準税率に同号ハの標準税率を加算して得た税率</u></p> <p>(2) <u>同法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人が行う同号に掲げる事業 同法第72条の24の7第3項第1号ロの標準税率</u></p> <p>(3) <u>同法第72条の2第1項第4号に掲げる事業 同法第72条の24の7第4項第2号の標準税率</u></p> <p><u>2</u></p> <p style="text-align: center;">第5款 簿外経費</p> <p><u>(災害その他やむを得ない事情の範囲)</u></p> <p><u>9-5-8 法第55条第3項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいう。</u></p> <p>(2) <u>「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は同項の内国法人の責めに帰することができない状況にある事態をいう。</u></p> <p><u>(帳簿書類その他の物件の意義)</u></p> <p><u>9-5-9 法第55条第3項第1号イ又はロ(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に掲げる帳簿書類その他の物件とは、同項各号の取引が行われたことを</u></p>	<p><u>得た税率(同法第72条の2第1項第3号に掲げる事業にあつては、同法第72条の24の7第3項第1号ロの標準税率)による。</u></p> <p><u>3</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>明らかにする、又は推測させる一切の帳簿書類その他の物件で同項の内国法人が保存しているものをいうことに留意する。</u></p> <p><u>(取引が行われたことが推測される場合)</u></p> <p><u>9-5-10 法第55条第3項第2号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)の取引が行われたことが推測される場合とは、同項の内国法人が保存する帳簿書類その他の物件により、その取引が行われたことが推測される場合をいうのであるが、例えば、当該内国法人の法人税に関する調査において、当該内国法人が帳簿書類その他の物件の提示又は提出をした場合に、当該帳簿書類その他の物件に、取引の年月日や具体的な内容は記載されているが金額が記載されていないときその他その取引が存在すると見込まれるような事実の記載があるときは、同号の取引が行われたことが推測される場合に該当することに留意する。</u></p> <p><u>(相手方に対する調査その他の方法)</u></p> <p><u>9-5-11 法第55条第3項第2号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)の「相手方に対する調査その他の方法」には、例えば、次に掲げる方法が該当することに留意する。</u></p> <p><u>(1) 通則法第74条の2第1項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)の規定による質問検査権の行使に基づく相手方に対する調査</u></p> <p><u>(2) 通則法第74条の7の2第1項(特定事業者等への報告の求め)の規定による同項に規定する特定事業者等への報告の求め</u></p> <p><u>(3) 通則法第74条の12第1項(当該職員の事業者等への協力要請)の規定による同項の事業者又は官公署への協力の求め</u></p> <p><u>(4) 相手方が国税に関する法律その他の法令の規定に基づき所轄税務署長に提</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>出した納税申告書、当該納税申告書に添付された書類その他当該相手方が法令の規定に基づき所轄税務署長に提出した書類の確認</u></p> <p><u>(5) 法第 55 条第 3 項の内国法人から提出又は提示のあった取引の相手方が保存する当該取引に関する帳簿書類その他の物件の写しの確認</u></p> <p><u>(註) (1)に掲げる相手方に対する調査は、相手方が支配又は管理をする場所（事業所等）等に臨場して行うものに限られず、個々の実情に応じ、相手方に電話をかけ、又は文書を発送して回答を求める方法によることもできることに留意する。</u></p> <p><u>なお、相手方が国外にある者である場合には、通常、当該相手方に対し通則法第 74 条の 2 第 1 項の規定による質問検査権の行使ができないため、(1)に掲げる方法以外の方法によることとなる。</u></p>	
<p>第 6 款 罰科金</p>	<p>第 5 款 罰科金</p>
<p>(役員等に対する罰科金等)</p> <p><u>9-5-12</u></p>	<p>(役員等に対する罰科金等)</p> <p><u>9-5-8</u></p>
<p>(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)</p> <p><u>9-5-13</u> 法第 55 条第 5 項第 1 号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものとは、裁判手続（刑事訴訟手続）を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。</p> <p>(註)</p>	<p>(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)</p> <p><u>9-5-9</u> 法第 55 条第 4 項第 1 号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものとは、裁判手続（刑事訴訟手続）を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。</p> <p>(註)</p>
<p>(外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの)</p>	<p>(外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>9-5-14 法第55条第5項第3号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等(市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。)に基づいて納付を命ずるもの(同項第1号に掲げる罰金及び料金を除く。以下<u>9-5-14</u>において「外国課徴金」という。)をいう。</p> <p>(注)</p>	<p>9-5-10 法第55条第4項第3号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等(市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。)に基づいて納付を命ずるもの(同項第1号に掲げる罰金及び料金を除く。以下<u>9-5-10</u>において「外国課徴金」という。)をいう。</p> <p>(注)</p>

二十七 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(返品債権特別勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-6-6 返品債権特別勘定の金額は、その繰り入れた事業年度の翌事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>(返品債権特別勘定の金額の益金算入)</p> <p>9-6-6 返品債権特別勘定の金額は、その繰り入れた事業年度の翌事業年度<u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u>の益金の額に算入する。</p>

二十八 その他の経費

改 正 後	改 正 前
<p>(金品引換費用の未払金の益金算入)</p> <p>9-7-4 9-7-3 <u>(金品引換費用の未払金の計上)</u>により損金の額に算入した未払金の額は、その翌事業年度の益金の額に算入する。ただし、引換期間の定めのあるものでその期間が終了していないものの未払金の額は、その引換期間の末日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>	<p>(金品引換費用の未払金の益金算入)</p> <p>9-7-4 9-7-3により損金の額に算入した未払金の額は、その翌事業年度の益金の額に算入する。ただし、引換期間の定めのあるものでその期間が終了していないものの未払金の額は、その引換期間の末日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p>

改 正 後	改 正 前
	<p>(注) <u>上記の「翌事業年度」及び「引換期間の末日の属する事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度とする。</u></p>

二十九 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>10-2-2 <u>削 除</u></p>	<p><u>(固定資産の取得等の後に国庫補助金等を受けた場合の圧縮記帳)</u></p> <p>10-2-2 <u>法人が国庫補助金等の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその交付の目的に適合する固定資産の取得等をしている場合には、その交付を受けた事業年度において当該固定資産につき法第 42 条第 1 項又は第 5 項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定を適用することができる。この場合における圧縮限度額は、これらの規定にかかわらず、令第 82 条（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮限度額）の規定に準じて計算した金額による。</u></p> <p><u>(注) 1 特別償却準備金の積立ての対象とした固定資産についてその積み立てた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）後の事業年度において国庫補助金等の交付を受け、又はその返還を要しないことが確定した場合における法第 42 条第 1 項若しくは第 5 項又は第 44 条第 1 項若しくは第 4 項（特別勘定を設けた場合の国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等）の規定の適用上、その圧縮限度額は、次の算式により計算した金額によるものとする。</u></p> <p><u>(算式)</u></p>

改 正 後	改 正 前
	$\left(\begin{array}{l} \text{国庫補助金等の} \\ \text{交付を受け、又は} \\ \text{その返還を要し} \\ \text{ないことが確定} \\ \text{した時における} \\ \text{当該固定資産の} \\ \text{帳簿価額} \end{array} \right) - \begin{array}{l} \text{その交付を受け、} \\ \text{又は返還を要し} \\ \text{ないことが確定} \\ \text{した時における} \\ \text{当該固定資産に} \\ \text{係る特別償却準} \\ \text{備金の残額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{その交付を受け、又は} \\ \text{返還を要しないこ} \\ \text{とが確定した国庫補} \\ \text{助金等の額（分母の} \\ \text{金額を限度とする。）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{当該固定資産の取得} \\ \text{等に要した金額} \end{array}}$ <p>2 <u>当該固定資産について国庫補助金等の交付を受け、又はその返還を要しないことが確定した日の属する事業年度の直前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）から繰り越された特別償却不足額（特別償却準備金の積立不足額を含む。以下10-2-2において同じ。）があるときは、当該特別償却不足額の生じた事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において圧縮記帳をしたものとした場合に計算される特別償却限度額を基礎として当該繰り越された特別償却不足額を修正するものとする。</u></p>

三十 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
10-3-2 削除	<p><u>（固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳）</u></p> <p>10-3-2 法人が工事負担金の交付を受けた日の属する事業年度前の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその交付の目的に適合する固定資産を取得している場合には、その交付を受けた事業年度において当該固定資産につき法第45条第1項又は第5項（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定を適用することがで</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等)</p> <p>10-3-3 法第45条第1項各号(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に掲げる事業を営む法人が、その事業に必要な施設を設けるため同項に規定する受益者から金銭又は資材の提供を受けた場合において、その提供を受けた事業年度終了の日までに、その施設を構成する固定資産を取得することができなかつたときは、その提供を受けた金銭又は資材の価額に相当する金額を仮勘定として経理し、当該固定資産の取得をした日の属する事業年度においてこれを取り崩して益金の額に算入することを認める。この場合において、当該固定資産については、法第45条第1項又は第5項の規定に準じて圧縮記帳をすることができる。</p>	<p><u>きる。この場合における圧縮限度額は、これらの規定にかかわらず、次の算式により計算した金額による。</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{工事負担金の交付を受けた時における当該固定資産の帳簿価額}}{\text{交付を受けた工事負担金の額}} \times \frac{\text{交付を受けた工事負担金の額}}{\text{当該固定資産の取得価額}}$ <p>(工事負担金を受けた事業年度において固定資産が取得できない場合の仮受経理等)</p> <p>10-3-3 法第45条第1項各号(工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)に掲げる事業を営む法人が、その事業に必要な施設を設けるため同項に規定する受益者から金銭又は資材の提供を受けた場合において、その提供を受けた事業年度終了の日までに、その施設を構成する固定資産を取得することができなかつたときは、その提供を受けた金銭又は資材の価額に相当する金額を仮勘定として経理し、当該固定資産の取得をした日の属する事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> においてこれを取り崩して益金の額に算入することを認める。この場合において、当該固定資産については、法第45条第1項又は第5項の規定に準じて圧縮記帳をすることができる。</p>

三十一 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(2以上の事業年度にわたり納付金が納付される場合の圧縮記帳)</p> <p>10-4-1 法第46条第1項(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮</p>	<p>(2以上の事業年度にわたり納付金が納付される場合の圧縮記帳)</p> <p>10-4-1 法第46条第1項(非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮</p>

改 正 後	改 正 前
<p>額の損金算入)の非出資組合が2以上の事業年度にわたり納付金を納付させることとしている場合において、その納付金の全額を納付させる前にその目的となった固定資産の取得等をし、その固定資産について、<u>その取得等をした事業年度後に納付させる納付金の額をその事業年度において未収入金に計上し、その事業年度において圧縮記帳をしているときは、これを認める。</u></p>	<p>額の損金算入)の非出資組合が2以上の事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)にわたり納付金を納付させることとしている場合において、その納付金の全額を納付させる前にその目的となった固定資産の取得等をし、その固定資産について、<u>次のいずれかの方法により圧縮記帳をしているときは、これを認める。</u></p> <p>(1) <u>その固定資産について、納付金の納付の都度、10-3-2(固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳)(その納付金の納付を受けた日の属する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、連結納税基本通達9-3-2(固定資産の取得の後に工事負担金を受けた場合の圧縮記帳))に準じて圧縮記帳をする方法</u></p> <p>(2) <u>その固定資産の取得等をした事業年度後に納付させる納付金の額を未収入金に計上し、その事業年度において圧縮記帳をする方法</u></p>

三十二 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

改 正 後	改 正 前
<p>(所有固定資産の滅失等により支出した経費の見積り)</p> <p>10-5-7 法人が所有固定資産の滅失等により保険金等の支払を受けた場合において、まだ焼跡の整理に着手していない等のため当該所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額が確定していないときは、その経費の額を<u>見積もつて</u>令第85条第1項第1号(保険金等の額)の金額を計算し、当該所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額が確定した場合に、その額が確定した日の属する事業年度においてその確定した経費の額により調整する。</p>	<p>(所有固定資産の滅失等により支出した経費の見積り)</p> <p>10-5-7 法人が所有固定資産の滅失等により保険金等の支払を受けた場合において、まだ焼跡の整理に着手していない等のため当該所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額が確定していないときは、その経費の額を<u>見積って</u>令第85条第1項第1号(保険金等の額)の金額を計算し、当該所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額が確定した場合に、その額が確定した日の属する事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)においてその確定した経費の額により調整する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>⑥ 本文の取扱いにより所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額を見積もって圧縮記帳の規定の適用をした固定資産を適格組織再編成により移転した場合には、当該固定資産の移転を受けた合併法人等においてその経費の額が確定したときに、その額が確定した日の属する事業年度でその確定した経費の額により調整する。</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>⑥ 本文の取扱いにより所有固定資産の滅失等により支出すべき経費の額を見積もって圧縮記帳の規定の適用をした固定資産を適格組織再編成により移転した場合には、当該固定資産の移転を受けた合併法人等においてその経費の額が確定したときに、その額が確定した日の属する事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> でその確定した経費の額により調整する。</p> <p><u>(先行取得した代替資産等についての圧縮額の損金算入)</u></p> <p><u>10-5-8 法人が保険金等の額が確定する前にその滅失等をした所有固定資産に係る代替資産の取得等をした場合において、当該代替資産につきその保険金等の額が確定した日の属する事業年度において法第47条第1項又は第5項(保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)の規定を適用するときは、その圧縮限度額は、令第85条第1項(保険金等で取得した代替資産等の圧縮限度額)の規定にかかわらず、次の算式により計算した金額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(算式)</u></p> $\frac{\text{同項の規定により計算した圧縮限度額}}{\times} \frac{\text{圧縮額の損金算入をしようとする時における固定資産の帳簿価額 (改良した固定資産については、その改良に係る部分の帳簿価額)}}{\text{取得等をした固定資産のその取得等に要した金額}}$